第3期常陸太田市地域福祉計画
第3期常陸太田市地域福祉活動計画
地区地域福祉活動計画

幸せつなぐ いきいきプラン

市社協マスコットキャラクター
「タッチィ～」

市マスコットキャラクター
「じょうづるさん」

令和5年度～令和9年度
常陸太田市・常陸太田市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による新しい生活様式への対応など大きな時代の変化を迎え、今まで以上に介護・子育て・貧困・健康など、地域で発生する福祉的な課題が深刻化するとともに、これまでの福祉サービスだけでは解決できない複合的な問題にも対応することが求められています。

こうした状況に対応していくため、国では、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、誰もが地域で活躍し、互いにつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められています。

そのような中、常陸太田市では、誰もが安心して暮らせよう、本市の高齢者・障害者・子どもなどの福祉の各分野が一体となって施策を進めるための上位計画である「常陸太田市地域福祉計画」と、その理念の実現に向けて地域福祉を推進する「常陸太田市地域活動福祉計画」を一体的に策定し、その基本理念を「あたたかい　つながりの中で自分らしく暮らせるまち　常陸太田」と位置付けました。当市ならではの地域コミュニティの良さをいかしながら、市民の皆様をはじめ、町会・自治会、民生委員児童委員協議会などの団体、社会福祉協議会といった関係機関、企業、ＮＰＯなどの様々な組織とが、一体となって包括的な取組を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました常陸太田市地域福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、市社会福祉協議会支部関係者の皆様、並びに貴重なご意見をいただきました市民・関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和５年３月

常陸太田市長・常陸太田市社会福祉協議会長

宮田　達夫

目 次
contents

第１章 地域福祉の理念 …… **1**

第１節　「地域福祉」とは …… 2

第１項　「地域福祉」は地域住民の支え合い・助け合い …… 2

第２項　「地域福祉」の目的

（１）　社会福祉制度を充実・補完する目的 …… 4

（２）　在宅の暮らしを支える目的 …… 4

（３）　人と人をつなぎ、笑顔あふれる地域をつくる目的 …… 4

（４）　地域の安全や暮らしの安心を守る目的 …… 5

第２節　地域福祉に関わる常陸太田市の現状 …… 6

第１項　常陸太田市を取り巻く状況 …… 6

（１）　人口及び世帯の推移 …… 6

（２）　年齢別人口 …… 7

（３）　地区別人口 …… 8

（４）　市内地区別人口増減率の状況 …… 8

（５）　人口の推移・将来推移 …… 9

第３節　「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」 …… 10

第１項　計画策定の背景 …… 10

（１）　社会の変化と国・県の動向 …… 11

（２）　生活上の支援を必要としている人への対策 …… 13

（３）　災害等地域の異変に対する備え …… 14

第２項　第２期常陸太田市地域福祉計画と達成度 …… 16

第３項　計画の位置付けと関連計画との関係 …… 18

（１）　地域福祉計画 …… 18

（２）　地域福祉活動計画 …… 18

（３）　地区地域福祉活動計画 …… 19

（４）　特別計画 …… 19

第４項　計画の期間 …… 20

第５項　計画の策定体制 …… 21

（１）　情報共有会議・地域ふくし懇談会の開催 …… 21

（２）　市民アンケート等の活用 …… 22

（３）　「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び
「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」の開催 …… 24

（４）パブリックコメントの実施 …… 24

第２章　計画策定の方向性 …… **25**
第１節　地域福祉推進の基本方針と目標 …… 26
第１項　理想の地域の姿（基本理念） …… 26
第２項　地域福祉推進の基本目標 …… 27
第２節　地域福祉推進の基本方針と重点課題 …… 28
（１）　包括的な支援体制と総合的な相談支援体制の整備 …… 28
（２）　身近な地域における介護予防・認知症施策の推進 …… 29
（３）　新たな地域コミュニティづくりの促進 …… 30
（４）　社会情勢に対応した地域福祉の推進 …… 30
（５）　成年後見制度の利用促進 …… 31
（６）　再犯の防止等の推進 …… 31
第３節　地域福祉の課題解決のために …… 32
第１項　課題解決の方向性 …… 32
（１）　地域社会のつながりを強くすることが必要です …… 32
（２）　地域福祉活動の担い手を育成することが必要です …… 32
（３）　支援を必要としている人を見逃さない仕組みが必要です…… 32
（４）　防災意識の向上と災害時等の要支援者支援体制が必要です …… 33
（５）　市民協働を実行する体制づくりが必要です …… 33
第２項　地域福祉の活動区域 …… 34
第４節　計画を策定し、推進する主な担い手 …… 35
（１）　市民 …… 35
（２）　町会・自治会・地域コミュニティ …… 35
（３）　民生委員・児童委員 …… 35
（４）　事業者等（企業、医療・福祉事業者・NPO 法人等） …… 35
（５）　市民ボランティア …… 36
（６）　社会福祉法人 …… 36
（７）　市社会福祉協議会 …… 36
（８）　市社会福祉協議会支部…… 37
（９）　行政（市） …… 37
第５節　計画の推進体制 …… 38
地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策体系 …… 40

第３章 地域福祉計画の施策 …… **43**
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）17 の目標 …… 44
基本目標１ 誰もが参加する地域をつくります …… 46
●基本施策１ 情報を知り、学び・体験する機会を充実します …… 46
●基本施策２ 地域福祉活動を担う人材を育成します …… 48
基本目標２ みんながつながる地域社会をつくります …… 50
●基本施策１ 楽しく集い、支え合う場をつくります …… 50
●基本施策２ みんなが健やかで、生き生きとつながる地域社会をつくります …… 52
基本目標３ みんなで見守り、安心できる地域をつくります …… 55
●基本施策１ 困りごとを相談する場を充実します …… 55
●基本施策２ 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます … 57
基本目標４ 災害や地域の異変に備えます …… 58
●基本施策１ 地域の要支援者を適切な支援につなげます …… 58
●基本施策２ 地域の共助力を強化します …… 60
基本目標５ 地域福祉を進めるための環境を整えます …… 62
●基本施策１ 市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を推進します … 62
●基本施策２ 地域福祉を推進する環境整備を進めます …… 64

第 4 章 地域福祉活動計画の施策 …… **67**
基本目標 1 誰もが参加する地域をつくります …… 68
●基本施策 1 情報を知り、学び・体験する機会を充実します …… 68
〇わかりやすい福祉情報の広報を進めます …… 68
〇地域福祉活動・ボランティア活動の充実・支援を進めます …… 70
●基本施策 2 地域福祉活動を担う人材を育成します …… 72
〇福祉の担い手を育成します …… 72
〇福祉・人権教育を支援します …… 74
基本目標 2 みんながつながる地域社会をつくります …… 76
●基本施策 1 楽しく集い、支え合う場をつくります …… 76
〇身近な人たちの交流と支え合いを促進します …… 76
●基本施策 2 みんなが健やかで生き生きとつながる地域社会をつくります …… 78
〇小地域でのふれあいサロン活動を支援します …… 78
〇市社会福祉協議会支部活動を推進します …… 80
基本目標 3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります …… 82
●基本施策 1 困りごとを相談する場を充実します …… 82
〇身近な相談窓口を充実します …… 82
●基本施策 2 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます …… 84
〇地域と専門機関のネットワークをつくります …… 84
基本目標 4 災害や地域の異変に備えます …… 86
●基本施策 1 地域の要支援者を適切な支援につなげます …… 86
〇身近な地域での見守り活動の充実・支援を進めます …… 86
●基本施策 2 地域の共助力を強化します …… 88
〇災害に備えた体制を整備します …… 88
基本目標 5 地域福祉を進めるための環境を整えます …… 90
●基本施策 1 市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を
推進します …… 90
〇市社会福祉協議会の機能を強化します …… 90
●基本施策 2 地域福祉を推進する環境整備を進めます …… 92
〇福祉財源を確保します …… 92
〇地域福祉活動を進める場づくりを支援します …… 94

第 5 章 地区地域福祉活動計画 …… **95**

太田地区　つながろうみんなで …… 96
機初地区　ふれ♡あいのまち 元気はたそめ …… 98
西小沢地区　たまり場に集合！ …… 100
幸久地区　ふれあいのまち幸久 …… 102
佐竹地区　ふれあい まなび合い ささえ愛の輪を広げよう …… 104
誉田地区　強めよう 地域の絆 …… 106
佐都地区　子どもから高齢者まで ひとりにしないまちづくり …… 108
世矢地区　スマイル 世矢 …… 110
河内地区　河内 ふれあいの里～人生 100 年元気に生きる！～ …… 112
久米地区　ふれあいと絆 久米の郷 …… 114
郡戸地区　やさしいまち 郡戸 …… 116
金郷地区　健康で 生涯現役 …… 118
金砂地区　かがやくなかまとさぁいこう（最高！） …… 120
山田地区　地域住民の絆が深いまち 山田～健康で笑顔のあふれるまち～ …… 122
染和田地区　取り戻そう 地域の輪 …… 124
天下野地区　みんなで声かけ 明るい地域 …… 126
高倉地区　「お互い様と感謝の心で」✿暮らし 安心 高倉町✿ …… 128
小里地区　みんなで元気に楽しく集まろう！ …… 130
賀美地区　ご近所（助）でつくる つながりの輪 …… 132

資料集 …… **135**

計画の策定経過 …… 136
常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱 …… 139
常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱 …… 141
常陸太田市社会福祉協議会 支部 …… 145

第1章
地域福祉の理念

第1章では、地域福祉計画の概要と計画策定の経緯について説明しています。

第1章 地域福祉の理念

第1節 「地域福祉」とは

第1項 「地域福祉」は地域住民の支え合い・助け合い

家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしく幸せに暮らすことは、誰もが思い描く共通した願いです。

しかし、現代は、核家族[1]化の進行により、高齢者のみの世帯やひとり親世帯が増加し、「家族間の支え合う力」が弱まってきています。さらに、近所付き合いなどの地域の人間関係も浅くなり、地域社会の様相が大きく変化しています。また、雇用に目を向けると、年功序列・終身雇用制度が変化し、実力重視・成果主義の社会となってきています。長時間労働や非正規雇用労働者の増加など、不規則・不安定な雇用情勢により日常的に不安感や精神的ストレスを感じる人を増加させています。このような社会の大きな変化が、私たちの暮らしを支える地域社会にさまざまな生活課題をもたらす要因になっています。

地域の生活課題の事例
介護負担、認知症、ひきこもり、孤独(孤立)死、虐待、生活困窮、家庭内暴力、ホームレス、自殺、ヤングケアラーなど

特に、生活上、何らかの支援を必要とする高齢者や障がい者は、さらに厳しい状況に置かれていることが推測されます。しかも、生活課題は多様な問題が重なり合っている場合が少なくありません。したがって、従来の行政による課題別の施策では、総合的に対応することが難しくなってきています。

このような中、近年、市民による福祉活動への関心が高まり、ボランティア[2]やNPO[3]の活動が活発になっています。また、これまでも地域の相互扶助(支え合い)機能を担ってきた町

1 核家族 ひと組の夫婦とその未婚の子供からなる家族

2 ボランティア 自発性、無償性、奉仕性、公共性を原則とする活動。自己の主体的な意思により社会問題の解決や必要とされる活動に対し、対価を得ることを目的とせず、労働力や技術力、知識などを提供すること。単なる無報酬の奉仕活動という意味ではない。社会福祉協議会は、地域福祉推進の一環として、ボランティアの需要と担い手に関する情報提供及びコーディネートを行っている。

3 NPO ボランティア団体など特定非営利活動を行う団体は、一定の要件を満たせば、特定非営利活動促進法による法人格を取得することができ、団体としての財産保有や福祉サービスへの参入などが可能になる。なお、同法により認証された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。なお、NPOは、Non Profit Organizationの略語である。

会・自治会活動、民生委員・児童委員[4]活動、社会福祉協議会[5]活動などが協力しながら地域のさまざまな生活課題を解決し、幸せに暮らすためには、福祉行政の役割に加えて、市民の支え合い・助け合いが重要な役割を担っています。

「地域福祉」は、住み慣れた地域を土台として、誰もが孤立することなく地域のつながりを感じながら、さまざまな担い手とともに連携・協力し、安心して自分らしく幸せに暮らせる社会の実現を目指すものです。

この実現のために、市民力と行政力を結集し、市民協働[6]により地域の福祉力を総合的に高め、地域の生活基盤を一層充実することが大切です。

4　民生委員・児童委員　民生委員は、法律上、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を必要とする者に対し生活相談、助言を行い、福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供を行うとともに、関係行政機関の業務に協力すること」とされている。児童福祉法により同時に児童委員を兼務する。

5　社会福祉協議会　社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

6　市民協働　市民がお互いに、又は市民と行政（市）が、それぞれの特性や能力を活かしながら、対等な立場で、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること

第2項　「地域福祉」の目的

(1) 社会福祉制度を充実・補完する目的

私たち国民は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（日本国憲法第 25 条：生存権）が保障されています。そして、誰もが住み慣れた地域で末長く安心して暮らすために、医療・年金・福祉などの社会保障をはじめ、さまざまな福祉サービスが整えられてきました。しかし、急速な社会の変化により、市民の「暮らしのカタチ」は大きく変化し、福祉サービスの内容も「多様化と総合化」が迫られています。

福祉サービスは、広く多くの人を対象としているため、個々の人にとっては必要とする支援が十分ではない場合が少なくありません。したがって、地域福祉の取り組みは、行政（市）の福祉サービスを充実・補完する目的・効果のほか、新たな福祉サービスを地域で考え、市民が主体的に取り組んでいく契機となるものです。

＊「常陸太田市第６次総合計画」では、「①福祉意識の高揚　②地域福祉の推進　③自立生活への支援　④高齢者福祉サービスの充実　⑤認知症施策の推進」の５つの柱ごとに、地域の支え合いの支援施策が挙げられています。

(2) 在宅の暮らしを支える目的

在宅福祉サービスは、私たち市民が、住み慣れた地域で、末長く自立した生活が送れるように支援するものです。行政（市）のほか、企業や医療・福祉事業者・NPO 法人等（以下「事業者等」という。）が担っている福祉サービスのほかに、地域における市民相互の見守り活動やさまざまな助け合い活動などの地域福祉活動も、在宅の暮らしを支える大きな力となります。また、それぞれが行ってきた在宅福祉サービスを連携・総合化し、わかりやすい相談窓口体制や迅速な対応を図る必要があります。

(3) 人と人をつなぎ、笑顔あふれる地域をつくる目的

人と人の「つながり」がしっかりしている地域は、笑顔にあふれているのではないでしょうか。地域福祉の目的は、社会的に弱い立場の人を一方的に救済することではなく、誰もが地域社会を構成する一員として、お互いに対等な立場で人格と個性を尊重し合い、ゆるやかにつながりあって共に生きる社会を築くことです。

市民が個々に持っている能力を発揮し、地域とのつながりを感じながら、ときに支え合い、ときに助け合える地域は、誰にとっても安心できる居心地の良い「居場所」にもなるものです。

誰もがどのような状態にあっても、地域社会のあらゆる分野の活動に参画し、活躍の機会が得られる社会（地域共生社会[7]）の実現が求められています。

(4) 地域の安全や暮らしの安心を守る目的

大規模な災害や感染症の発生は、平穏な暮らしを一変させます。私たちの常陸太田市でも例外ではありません。不自由な生活を強いられるばかりか、ときには命の危険にさらされることも考えられます。また、不自由な生活を強いられる中で、フレイルなどの重要な課題も生じてきます。このようなとき、地域のつながりが「安全・安心」を支える大きな力を発揮します。

日頃の暮らしにおける地域の情報は、安否確認や避難支援に活かされ、また、地域の結びつきは、避難生活においてより強固な助け合いにつながります。

7　地域共生社会　これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった高齢者やこども、障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会

第2節　地域福祉に関わる常陸太田市の現状

第1項　常陸太田市を取り巻く状況

地域福祉施策に関係する基本的状況は次のとおりです。

(1) 人口及び世帯の推移

令和 2 年国勢調査人口等基本集計による常陸太田市の人口は 48,602 人、世帯数は 19,243 世帯であり、平成 27 年調査と比べると、人口は 3,692 人(7.1%)減少、世帯は 193 世帯(1.0%)減少しています。

(表1)人口・世帯数　　(基準日：各年 10 月 1 日)

区　分		令和 2 年 (2020 年)	平成 27 年 (2015 年)	増減数	増減数
常陸太田市	総数	48,602 人	52,294 人	△3,692 人	△7.1%
	世帯数	19,243 世帯	19,436 世帯	△193 世帯	△1.0%
	男	23, 705 人	25, 382 人	△1, 677 人	△6.6%
	女	24, 897 人	26, 912 人	△2, 015 人	△7.5%

資料：国勢調査

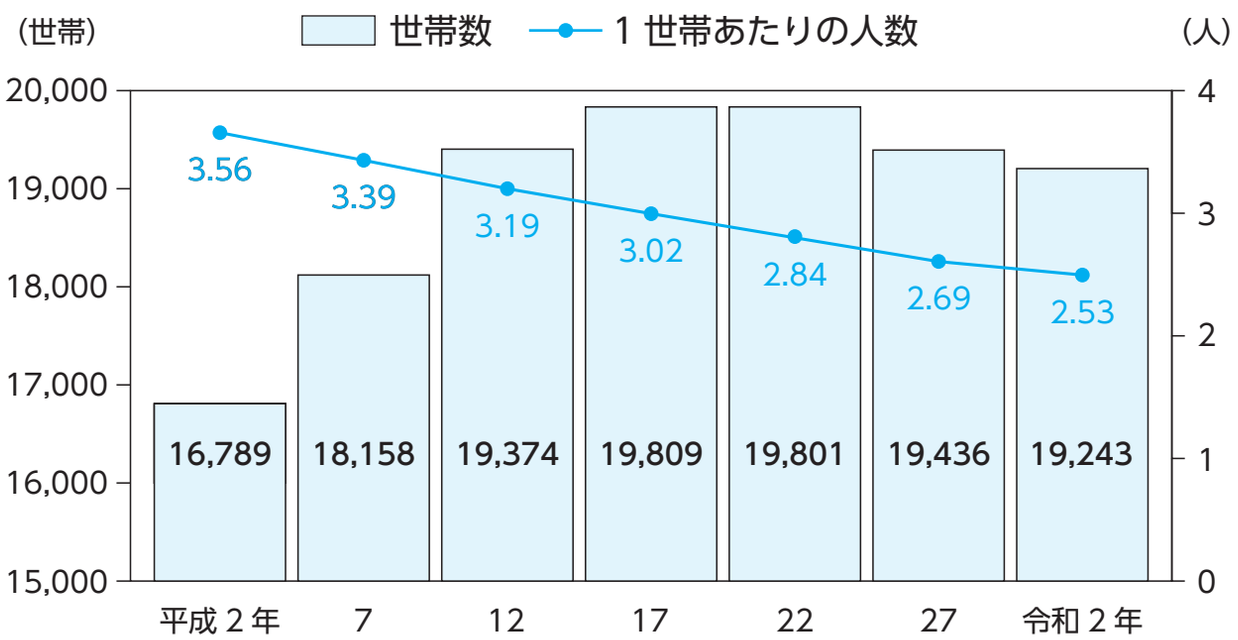

(2) 年齢別人口

総人口を年齢区分別に比べる（令和 2 年と平成 27 年調査）と 15 歳未満人口は 672 人減少し、15 ～ 64 歳人口も 4,114 人減少しています。逆に 65 歳以上人口は 1,063 人増加しています。また、15 歳未満は 0.6%、15 ～ 64 歳は 4.1%低下し 65 歳以上は 4.7%上昇しています。

(表2) 年齢別人口　　(基準日：各年 10 月 1 日)

区　分	人口(人)			割合(%)	
	令和 2 年	平成 27 年	増減数	令和 2 年	平成 27 年
0～14 歳	4,303	4,975	△672	8.9	9.5
15～64 歳	25,419	29,533	△4,114	52.4	56.5
65 歳以上	18,808	17,745	1,063	38.7	34.0
年齢「不詳」	72	41	31	-	-
人口	48,602	52,294	△3,692	100.0	100.0

資料：国勢調査

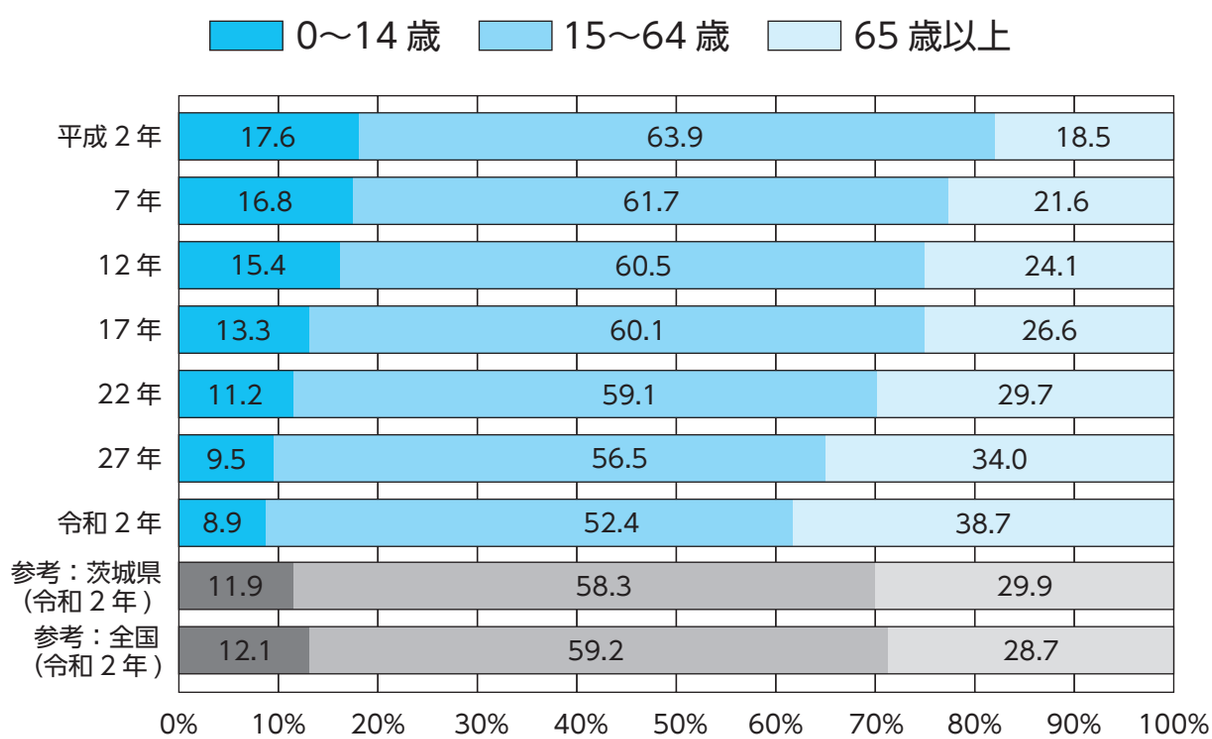

（3）地区別人口

常陸太田地区の人口は 32,754 人、金砂郷地区の人口は 9,117 人、水府地区の人口は 3,973 人、里美地区の人口は 2,758 人で常陸太田地区が全体の 67.4% を占めています。

(表3) 地区別人口　　(基準日：令和 2 年 10 月 1 日)

地区名	人口(人)	男(人)	女(人)	世帯数	人口構成比(%)
常陸太田	32,754	15,924	16,830	13,018	67.4
金砂郷	9,117	4,439	4,678	3,468	18.7
水府	3,973	1,980	1,993	1,652	8.2
里美	2,758	1,362	1,396	1,105	5.7
計	48,602	23,705	24,897	19,243	100.0

資料：国勢調査

（4）市内地区別人口増減率の状況

市内の地区別人口増減率の状況は、常陸太田地区が 5.1% 減少、金砂郷地区が 8.2% 減少、水府地区が 13.6% 減少、里美地区が 14.9% 減少で 5 年間の年平均人口増減数は、毎年 738 人減少しています。

(表4) 市内地区別人口増減率　　(基準日：令和 2 年 10 月 1 日)

地区名	増減率(%)	増減数(人)
常陸太田	△5.1	△1,767
金砂郷	△8.2	△819
水府	△13.6	△625
里美	△14.9	△481
計	△7.1	△3,692
年平均増減数(5 年間)		△738

資料：国勢調査

（5）人口の推移・将来推移

当市の人口は平成 16 年 12 月 1 日の合併当初から年々減少し、将来推計人口でも、令和 27 年には 28,617 人になると推計されています。

平成 27 年に 34.0%だった人口に占める高齢者人口は、高齢化が進み、令和 17 年からは 50%を超え、令和 27 年には、ますます若年層の少ない少子高齢化になると見込まれています。

（表 5）常陸太田市の人口構成（割合）の推移・将来推計

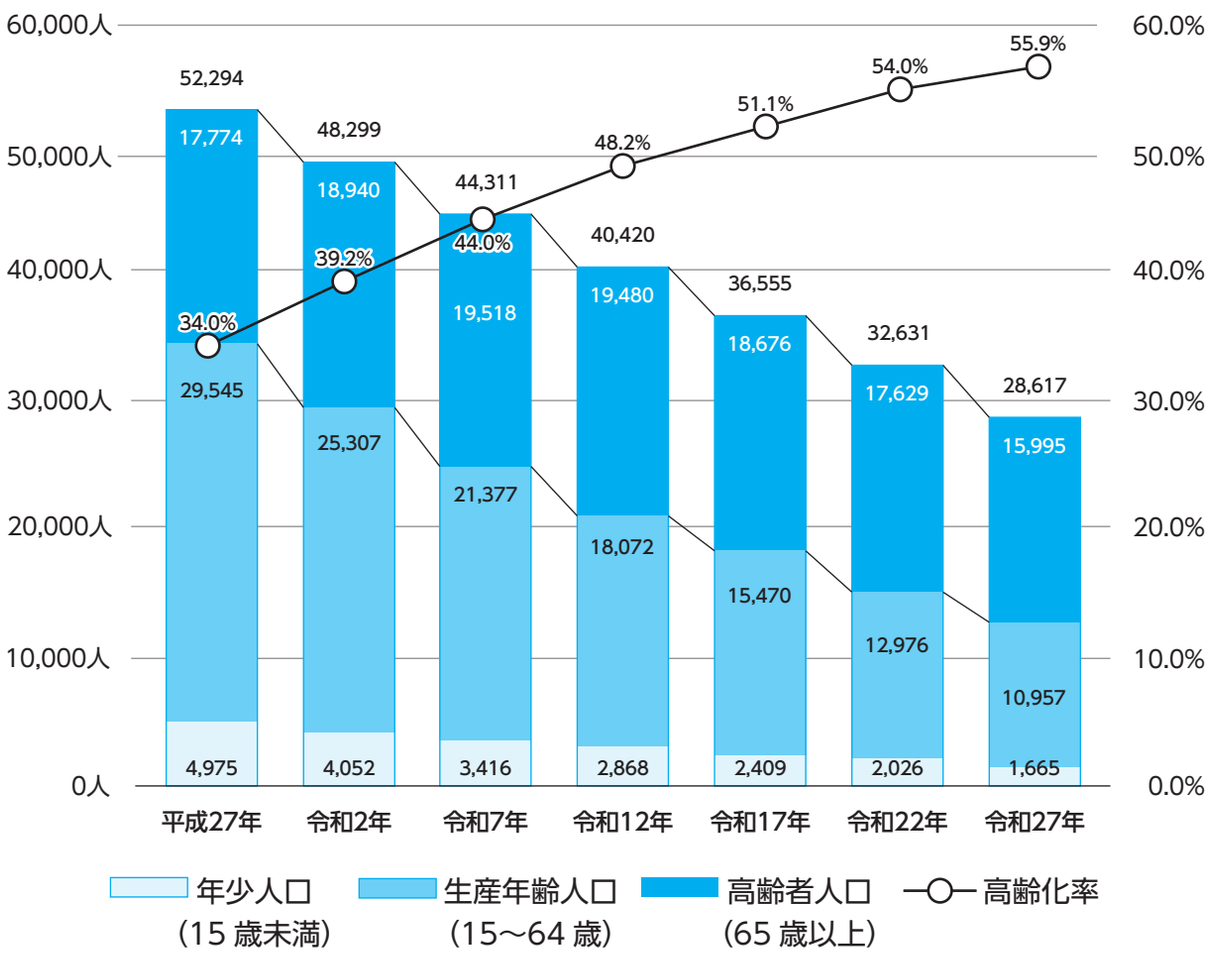

平成 27 年人口は国勢調査（H27.10.1）、令和 2 年から令和 27 年の人口は「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より抜粋

第3節　「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

第1項　計画策定の背景

市と市社会福祉協議会では、平成２５年に「第１期常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第１期計画・活動計画）」を策定し、地域と市民協働のもと地域福祉を推進してきました。

また、平成２９年度から令和３年度までの５か年を計画期間として「第２期常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画（第２期計画・活動計画）」を策定し、令和３年度には、第３期計画の策定を延期し、「新型コロナウイルスを乗り越えるための 常陸太田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 特別計画」を策定してきました。

その中で、当市における急激な人口減少と少子・高齢化は、地域の将来に大きな不安材料となっており、特に生活上何らかの配慮を必要とする人への支援「災害時等の避難行動要支援者[8]への避難支援対策」については、支援する側の人材確保が必要とされています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、第２期計画の課題対応が困難となり、当市の特徴である地域活動が停滞し、高齢者を中心に深刻な「フレイル（虚弱）への対応」を望む声も増加しています。

なお、団塊の世代[9]が75歳以上となる令和７年（2025年）には、認知症[10]の高齢者の大幅な増加が予想されています。

このような背景を踏まえ、常陸太田市における地域の生活課題及び課題克服の支援策を改めて整理・総合化し、市民協働による取り組みを進めるため、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」を一体的に見直すこととしました。

8　避難行動要支援者　大規模な災害が発生した際に、高齢者や障害者などの要配慮者のうち避難について特に支援を必要とする方

9　団塊の世代　昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代を指す。この３年間の出生数は、約810万人で「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。介護・医療などにかかる社会保障費の急増が懸念されている。

10　認知症　一度獲得された知能が、脳の器質的な障害により持続的に低下し、失われることをいう。一般に認知症は器質障害に基づき、記銘・記憶力、思考力、計算力、判断力、見当識の障害がみられ、知覚、感情、行動の異常も伴ってみられることが多い。記憶に関しては、短期記憶がまるごと失われることが多いが、長期記憶については保持されていることが多い。

(1) 社会の変化と国・県の動向

平成 27 年に国連で採択された国際社会共通の目標である SDGs（これからもずっと続いていく、より良い世界をつくるための目標）は、国際的に「貧困」「飢餓」「エネルギー」など 17 項目にまとめられており、国は各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等に SDGs の要素を最大限反映することを奨励しています。

一方、私たちが暮らす日本社会でも、「ＡＩ（人工知能）社会の到来」や「人生１００年時代の到来」など、未曽有の大きな変化が生じています。これに対し、我が国では「人間尊重」「多様性」「持続可能」の３つの理念に基づいて、働き方改革も含めた新しい「幸せづくり」が始まっています（AI 戦略 2022[11]）。また、「人生１００年時代の生き方、暮らし方」として新たな総合施策も始まっています。

また、東日本大震災を契機とする「避難行動要支援者名簿[12]」の市町村への設置義務化・個別避難計画の努力義務化、障害者総合支援法[13]や障害者差別解消法[14]、生活困窮者自立支援制度[15]や子ども・子育て支援新制度[16]、介護保険制度の改正等、さまざまな福祉関連政策の見直しを進められています。

令和２年（2020 年）６月には、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立され、重層的支援体制（複雑・複合的な課題を持つ方をサポートするための体制）整備事業の推進に伴う改正があり、市町村において既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化した支援のニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

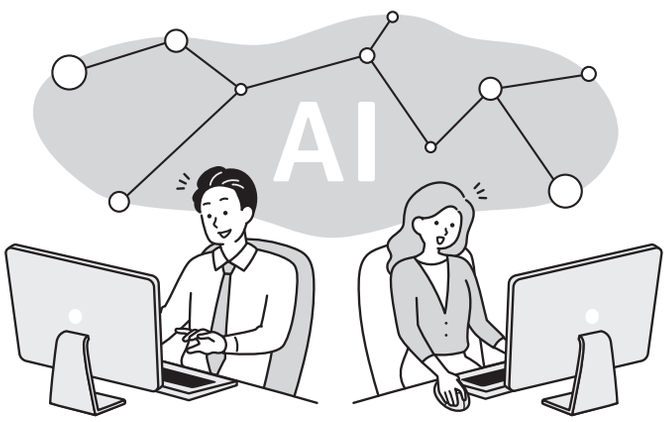

11　ＡＩ戦略 2022　「人間尊重」、「多様性」、「持続可能」の３つの理念のもと、Society 5.0 の実現を通じて 世界規模の課題の解決に貢献し、我が国の社会課題の克服や産業競争力の向上を目指す。

12　避難行動要支援者名簿　地域防災計画に避難行動要支援者の対象範囲を定め、安否の確認、避難の支援等避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎となる名簿。個別避難計画とは、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先の情報を記載した計画。

13　障害者総合支援法　障害者自立支援法に代わり、平成 25 年４月１日から新たに施行された法律。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障害者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。正式には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という。また、令和４年には障害者が希望する生活を実現することを目的に、障害者の地域生活や就労支援を強化する内容に一部改正された。

14　障害者差別解消法　すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年６月に制定された。また、令和３年に一部改正され、これまでは「合理的配慮」の法的義務は国や自治体のみに対するもので、企業においては努力義務だったが、今後は企業においても「合理的配慮」を法的義務として提供することが求められる。

15　生活困窮者自立支援制度　「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する。生活保護から脱却した人でも、再び最低限の生活を維持できなくなることがないよう支援の対象となる。

また、令和７年（2025 年）を目途に、地域包括ケアシステム[17]の更なる推進を目指しています。

茨城県では、令和元年（2019 年）７月に都道府県として全国初のパートナーシップ制度となる「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を導入し、令和４年（2022 年）12 月には、栃木県と群馬県との３県で、「パートナーシップ宣誓制度に関する協定」を締結し、医療、教育、就労など日常生活の面において、県境を越えて人的・経済的な交流を広げ、性的マイノリティの方のさらなる負担軽減と利便性の向上につなげています。

（2）生活上の支援を必要としている人への対策

昨今、孤独（孤立）死や介護疲れ、育児疲れなどから引き起こされる虐待[18]など、痛ましい事件・事故が起きており、行政（市）はもとより専門の関連機関でも、さまざまな市民相談窓口を設置していますが、問題の解決に結びつかないことも多く、その対策は十分とはいえません。

生活上の支援を必要としている人をできるだけ早く発見し、適切な対策を講じるとともに、安定した生活につなげる仕組みが必要です。

現在、当市では、子ども・子育てに関する新しい支援や経済的な理由で生活に困っている人に対する支援、住み慣れた地域における医療と介護の連携など、さまざまな生活支援サービスの充実を図っていますが、今後もさらに対策を進める必要があります。

16　子ども・子育て支援新制度　平成 24 年８月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のことをいう。

17　地域包括ケアシステム　高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、さまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組みをいう。

18　虐待高齢者・障がい者虐待は　次の（1）から（5）まで、児童虐待は（1）から（4）までが定義されている。
（1）身体的虐待（身体に外傷が生じる又は生じるおそれのある暴行を加えること）
（2）心理的虐待（著しい暴言、著しい拒絶的な対応、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
（3）性的虐待（わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること）
（4）放棄・放任・ネグレクト（身体を衰弱させるような著しい減食・長時間の放置、必要な擁護を著しく怠る等）
（5）経済的虐待（財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること）

(3) 災害等地域の異変に対する備え

近年は、突然の集中豪雨や竜巻、地震や洪水による大きな自然災害が全国的に発生しています。

迅速な避難には、地域の情報伝達や助け合いが大きな力になります。いざというときに備え、日頃から身近な地域で助け合いの仕組みを整えておくことが必要です。

常陸太田市では、「常陸太田市地域防災計画[19]」及び「常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画[20]」等により、地域防災体制の確立を図っています。しかしながら被害が広範囲に渡る大規模災害の発生時には、自らの身体を自ら守る「自助」と、地域でお互いに助け合う「共助」が重要になります。突然の災害発生に備え、日頃からそれぞれの地域において、避難行動要支援者を含む要配慮者[21]の避難支援対策をはじめ、個人の防災行動計画(マイタイムライン)の作成など地域の防災対策に積極的に取り組むことも重要とされています。

19　常陸太田市地域防災計画　災害対策基本法の規定に基づいて、常陸太田市防災会が作成する計画であって、常陸太田市の地域に係わる災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害の復旧を図ることを目的としている。

20　常陸太田市避難行動要支援者避難支援全体計画　避難行動要支援者の避難支援対策について、平常時の備えから災害発生時の対応等の基本的な考え方や取り組み方を示したもので、「自助」と「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることを目的としている。

21　要配慮者　災害発生時に自分一人で避難行動が迅速に行えないおそれがあり、周囲の人の配慮が必要な高齢者(ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、ねたきり高齢者、認知症高齢者等)や身体障害者(視覚・聴覚障害者、音声言語機能障害者、肢体不自由者、内部障害者、難病患者等)、知的障害者、精神障害者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語の理解が十分でない外国人等が多く該当する。

特に民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動のなかで、避難行動要支援者を把握しており、自主防災会等地域の避難支援等関係者[22]は、日頃から民生委員・児童委員と情報を共有し、防災対策を進めておくことが大切です。

さらに、自主防災会の関係者には、班の仕組みを活用し、日頃から自主的に避難行動要支援者の把握を進め、高齢者等避難[23]が発令された場合、迅速な安否確認をはじめとする地域で助け合う体制整備が求められます。

22　避難支援等関係者　常陸太田市地域防災計画に定めるところにより、災害時に避難支援等に携わる次の機関等をいう。消防機関（消防団を含む）、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災会、町会、市、その他市長が認める避難支援等の実施に携わる関係者

23　高齢者等避難　一般住民に避難準備を呼びかけ、要配慮者・高齢者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令される。市民に求める行動としては、特に避難行動に時間を要する人は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）する必要がある。

第2項　第2期常陸太田市地域福祉計画と達成度

第２期計画は、平成２９年度から令和３年度までを計画期間とし、「常陸太田市第６次総合計画」を上位計画とする福祉を総括した計画です。高齢者、障がい者、子ども、子育て中の親、その他の配慮を必要とする人に関する個別の関連計画（高齢者福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、男女共同参画推進計画、避難行動要支援者避難支援全体計画）と連携しており、「あたたかい つながりの中で 自分らしく暮らせるまち 常陸太田」を基本理念とし、５つの基本目標と１０の基本施策を設定しました。

第2期常陸太田市地域福祉計画基本目標・基本施策

1 誰もが参加できる地域をつくります

(1) 情報を知り、学び、体験する機会を充実します

(2) 地域福祉活動を担う人材を育成します

2 ふれあい、支え合う地域をつくります

(1) みんなが顔見知りになる機会をつくります

(2) 楽しく集い、語り合える場づくりや地域の良さを共感できる機会をつくります

3 みんなで見守り、安心できる地域をつくります

(1) 困りごとを相談する場を充実します

(2) 地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます

4 災害や地域の異変に備えます

(1) 地域の要支援者を適切な支援につなげます

(2) 地域の共助力を強化します

5 地域福祉を進めるための環境を整えます

(1) 市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を推進します

(2) 地域福祉を推進する環境整備を進めます

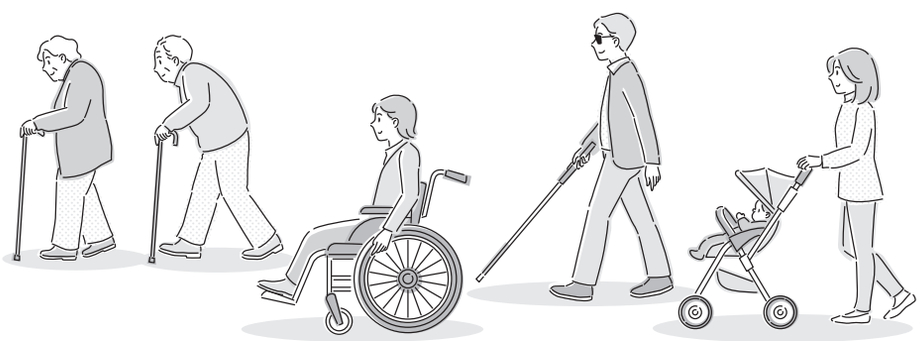

第６次常陸太田市総合計画前期基本計画では、基本施策の実現に向けて施策を推進するための事業として 384 事業を示し取り組みを進めてきました。

なお、施策指標の達成度評価として、「健やかに生きるひとづくり」はＡ評価（100％以上）が 16％、Ｂ評価（80 ～ 100％未満）が 39％、Ｃ評価（60 ～ 80％未満）が 26％、Ｄ評価（60％未満）が 19％となっています。未達成の評価（Ｃ、Ｄ評価）が４５％となっているため、引き続き常陸太田市の「福祉」を充実させていくことが必要です。また、主な成果と課題等については以下のとおりです。

事業ごとの評価成果

評　価	事業数	構成比
計画通り実施	320	83.3%
一部実施	63	16.4%
未実施	1	0.3%
合　計	384	100%

主な成果と課題

主な成果	○妊娠・出産から子育て期のワンストップ窓口「子育て世代包括支援センター」の設置 ○地域ケア会議の体制整備、地域包括ケアシステムの構築等 ○結婚相談センター「ＹＯＵ愛ネット」の運営や交流会等の実施
主な課題	○児童相談所や警察との連携による児童虐待相談の増加による対応 ○新たな感染症への対応・対策強化等 ○転入超過につながる子育て世帯、ＵＩＪターン等への取り組みの改善

※参考資料 常陸太田市第６期総合計画後期計画より

第3項　計画の位置付けと関連計画との関係

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は社会福祉法第 107 条に基づき策定されます。「常陸太田市総合計画」を上位計画として、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を定める福祉部門の「上位計画」です。健康福祉分野との連携を確保し、まちづくりや教育、男女共同参画、防災など各行政計画との調和を図り策定されるものです。なお、「成年後見の利用促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）」に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）」に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」は、本計画に包含されています。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に、市民や各種の市民団体などが主体的に取り組む地域福祉活動をまとめたものです。地域福祉計画と地域福祉活動計画は、いわば車の両輪の関係にあり、社会福祉法に基づき設置されている社会福祉協議会が中核となって策定する市民計画です。また、行政計画の地域福祉計画と地域福祉推進の基本理念・目標を同じくしていることも特徴です。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置付け

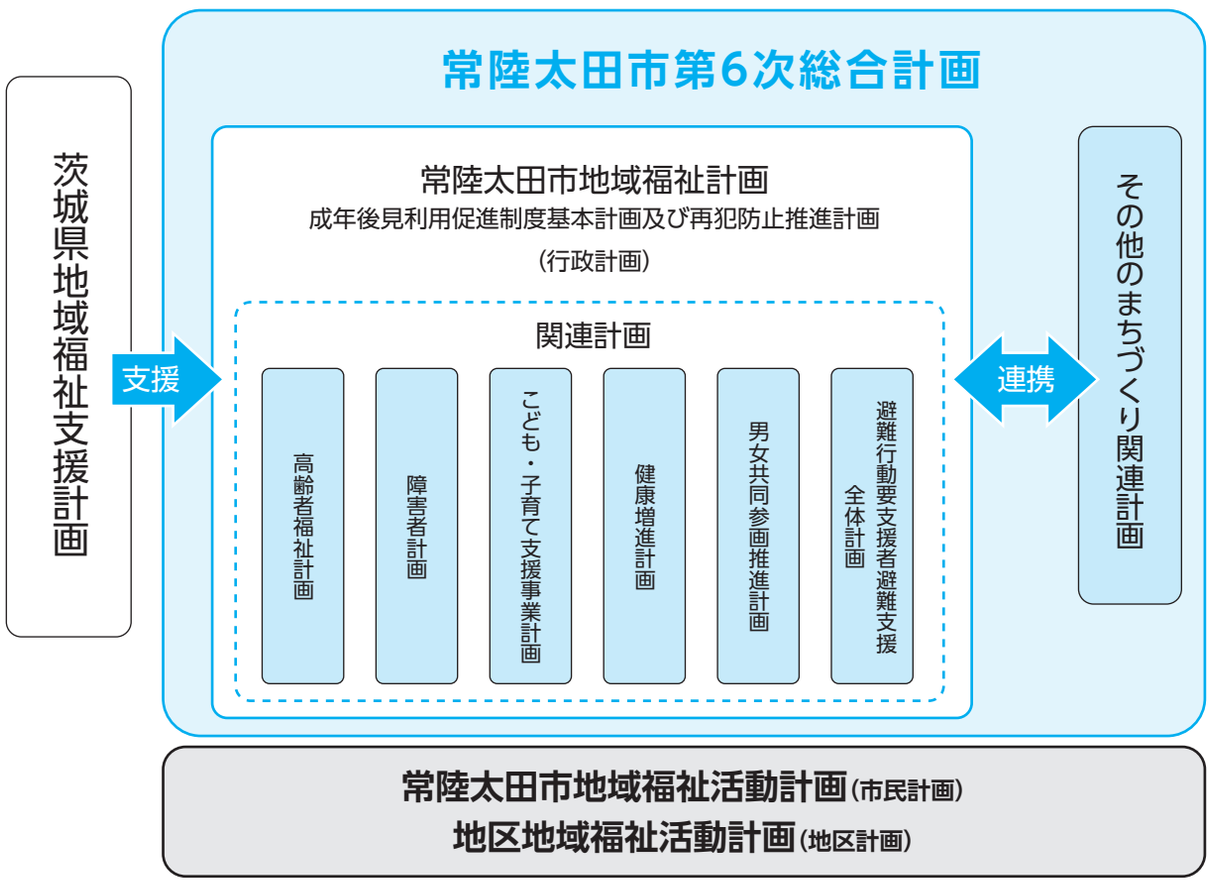

(3) 地区地域福祉活動計画

地区地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会各支部の区域をひとつの地区として、市民自ら自分たちの地域の生活課題を把握し、その解決のために市民が主体となり、今後どのように活動していくのかを中期的（３～５年程度）にまとめた計画です。地域福祉活動の最前線である１９支部社協の基本方針です。

「地域ですぐにできることに取り組む」ことを基本に、市民自ら計画を策定することで、地域の生活課題の把握や地域活動の目標について、市民がお互いに共通認識を持つことが重要です。

(4) 特別計画

令和３年度は、本来改定すべき「第３期計画・活動計画」を令和４年度に延期し、『特別計画』を策定し、コロナ禍という事態と向き合いながら第２期計画の課題について検討し、次の５つの取り組みの柱を確認しました。

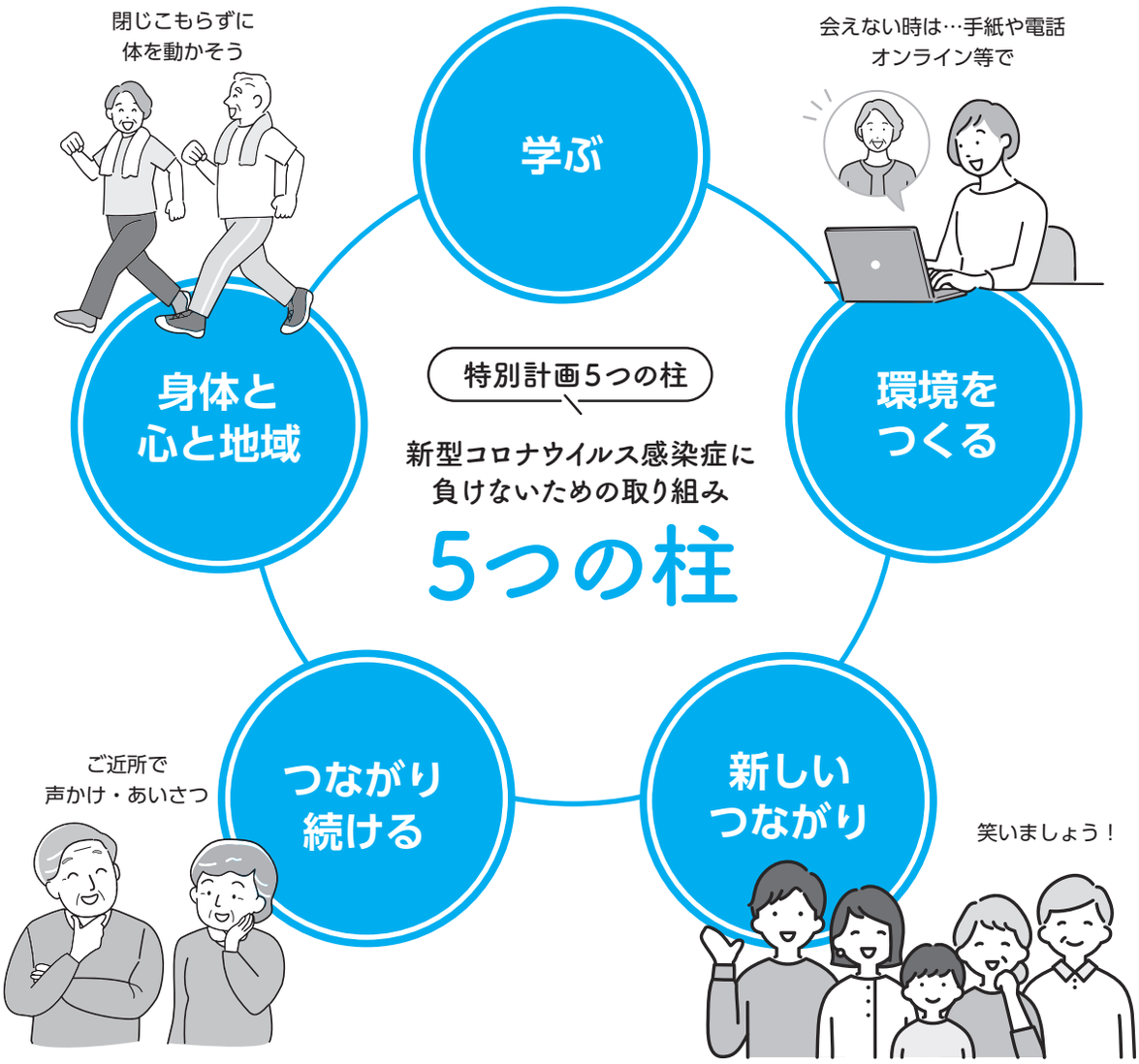

第４項　計画の期間

今回、新たに策定した第３期計画・活動計画の計画期間は、令和５年度から令和９年度までの５年間とします。ただし、計画の進行状況及び地域福祉の実情に合わせ、必要に応じて計画を見直します。

関連計画の計画期間

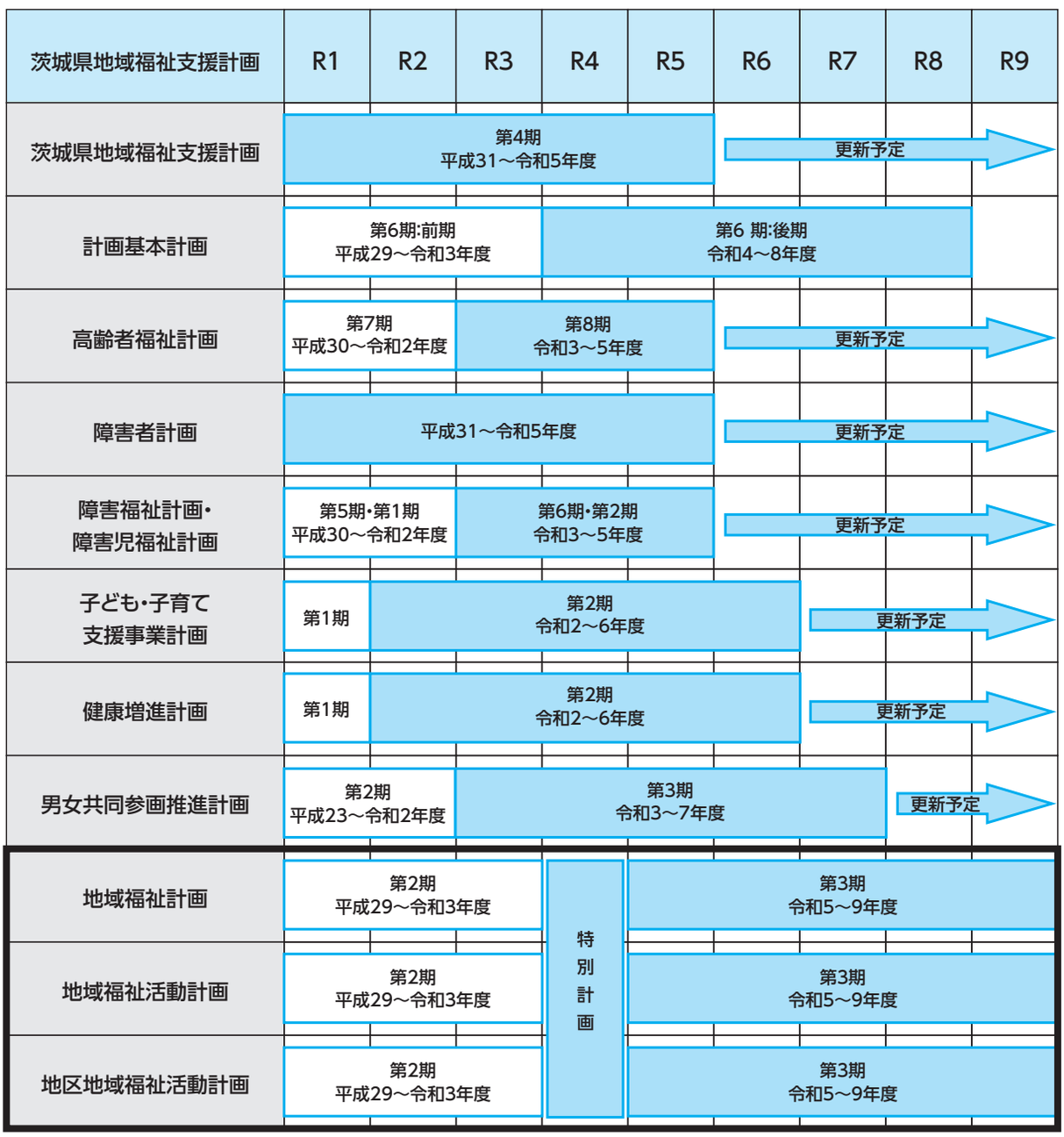

第5項　計画の策定体制

(1) 情報共有会議・地域ふくし懇談会の開催

令和２年初頭から私たちは経験したことのない「新型コロナウイルス感染症拡大」という事態に襲われ、また、国の緊急事態宣言により人と人との交流が制限され、地域福祉計画の更新に向けた会議ができない状況になりました。

行政（市）・市社会福祉協議会では、コロナ禍における地域福祉活動の現状や課題を把握するため、支部長による「情報共有会議」を地区ごとにスタートさせるとともに、新型コロナウイルス感染対策をしながら地域ふくし懇談会を開催し、短期間での計画策定を試みましたが、たび重なる感染拡大の影響により会議の開催や調整作業が進まず、策定作業が大幅に遅れることになりました。

そのため、令和３年度に策定するべき第３期計画・活動計画を令和４年度に延期するとともに、コロナ禍という事態と向い合いながら、第２期計画の課題達成と新しい視点（「攻めの感染対応」「新しい生活様式づくり」「フレイルの実態調査」など）を整理し、第２期計画・活動計画の『特別計画』と名付け、第３期計画に反映させることになりました。

また、令和４年７月からは市社会福祉協議会支部（常陸太田・金砂郷・水府・里美地区）を対象とした「地域ふくし懇談会」を開催し、さらに、令和４年９月から令和５年３月まで市社会福祉協議会 19 支部や町会・自治会役員を中心にした「地域ふくし懇談会」を開催しました。

◇会議概要

会議種別	開催回数	参加人数
情報共有会議	13 回	252 人
地域ふくし懇談会 （常陸太田・金砂郷・水府・里美地区）	5 回	201 人
地域ふくし懇談会 （市社会協議会１９支部）	28 回	598 人

(2) 市民アンケート等の活用
コロナ禍における市民の生活（特別計画のアンケート調査）

令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症拡大により、市民の皆さんの日常生活等へどのような影響があるかどうか、市社会福祉協議会支部を中心として市民の方へアンケート調査を実施しました。257 名の回答結果は以下のとおりです。

○人と会う機会について

減った 220 名（85.6%）　変わらなかった 37 名（14.4%）

○体調や気持ちの変化（複数回答）

体力が低下した 71 名（27.6%）　気力が低下した 119 名（46.3%）
ほとんど変わらない 93 名（36.2%）　まったく変わらない 16 名（6.2%）

○コロナ禍の中で、体や心のために新たに行っていることや工夫していること

ある 136 名（52.9%）　ない 121 名（47.1%）

運動（散歩・ウォーキング、ラジオ体操など）趣味（ガーデニング、読書、料理など）
検温、手洗い、マスク着用、アルコール消毒、外出を控える、人ごみを避ける
電話やラインで会話、家族で仲良くする など

○自粛期間中に利用したコミュニケーションの方法（複数回答）

電話 173 名　LINE168 名　メール 96 名　対面 77 名
手紙 25 名　その他（SNS 等）14 名

○新型コロナ感染拡大の中でも、大切にしたいことや、重要だと思うこと

（複数回答）

- **健康を維持すること 239 名**
  生活のリズムを保つ、運動や栄養で免疫力を高める、とにかく体を動かすなど
- **人と人のつながりを維持すること 224 名**
  コミュニケーションをとり続けること（対面が一番、できなければ電話でも）、感染予防対策をした上で、少人数で会うこと、家族との食事や会話、近所とのおつきあい など
- **心や気持ちを大切にすること 22 名**
  趣味などでストレスを発散する方法を見つけること、暗くならないよう笑うこと、人を思いやる気持ちを持つこと、悪口を言わない・差別しないこと、など
- **地域活動やボランティアを続けること 11 名**
  家にこもらずに できる方法で活動を続けること、ボランティア同士の連絡をとり続けるなど

○その他

正しい情報を得ること、感染予防の徹底、困っている人の生活支援 など

アンケート調査結果によると 85.6% の方が『人と会うことが減った』57.6% の方が『体力または気力が低下した』と答えています。
そのような中でも、各自新しい取り組みをし、会えなくても、電話や LINE、メールなどで交流をしています。そして、コロナ禍の中で『健康の維持』『人と人とのつながり』が大切と考えています。

(3) 「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」の開催

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するという共通の目的を持つ計画であるため、市・市社会福祉協議会により合同事務局を設置しました。また、「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」を同一の委員で構成し、合同委員会を開催しました。

「常陸太田市地域福祉推進委員会」及び
「常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会」開催概要

開催回	開催期日	開催場所	出席委員数
第１回	令和４年 11 月 14 日(月)	市消防本部多目的ホール	15 人
第２回	令和５年２月 10 日(金)	市消防本部多目的ホール	13 人
第３回	令和５年３月 24 日(金)	市消防本部多目的ホール	13 人

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメント[24]を令和５年２月 14 日から令和５年３月 15 日にかけて実施しました。

なお、本計画(案)に対してのご意見はありませんでした。

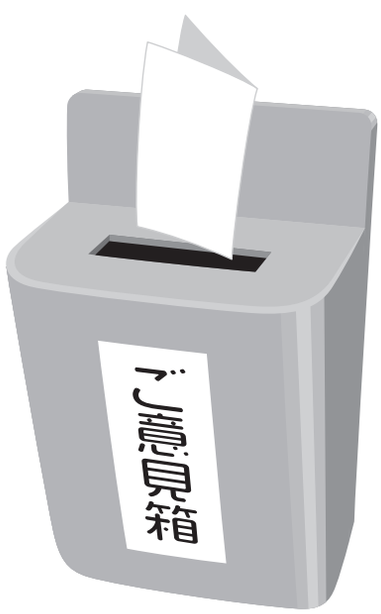

24　パブリックコメント　常陸太田市の重要な計画等の策定や改定、基本的な条例等の制定や改正に際して、事前にその案を公表し、広く市民から意見を求めるとともに、寄せられた意見を考慮して最終的な意思決定を行い、その結果と理由及び市の考え方を公表する制度

第2章

計画策定の方向性

第２章では、地域福祉計画・活動計画の基本的な考え方や目標、計画の推進体制について説明しています。

第2章　計画策定の方向性

第1節　地域福祉推進の基本方針と目標

第1項　理想の地域の姿（基本理念）

地域のつながりが希薄になったといわれる昨今、誰もが住みなれた我が家で、いつまでも安心して幸せに暮らすためには、市民一人ひとりが地域の絆を大切にし、お互いに支え合い・助け合っていくことが大切です。

常陸太田市では、第６次総合計画において、「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田」をまちの将来像とし、「市民誰もが生涯活躍できるまちづくり」をめざしています。

本計画においては、地域における人と人のつながりが、温もりある地域を育むとともに、人々の尊厳を守る暮らしに欠くことのできないものとして、「求める地域の姿」を次のとおりとしています。

『あたたかい つながりの中（なか）で
自分（じぶん）らしく暮（く）らせるまち 常陸太田（ひたちおおた）』

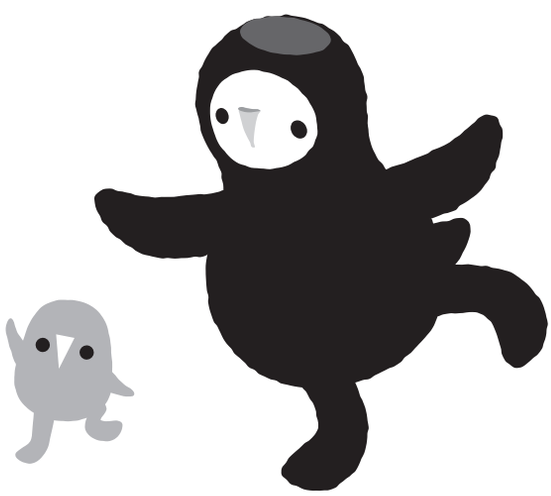

第2項　地域福祉推進の基本目標

（1）誰もが参加する地域をつくります　P46～P49

誰もがお互いに人格と個性を尊重し、自己の持てる力を発揮して活躍できる地域社会をつくります。

（2）みんながつながる地域社会をつくります　P50～P54

誰もが地域で孤立することなく、お互いに優しく手を取り合い、誰もがつながる地域社会をつくります。

（3）みんなで見守り、安心できる地域をつくります　P55～P57

誰もが地域の異変にいち早く気づき、自分から声を出せない人を見逃さない地域社会をつくります。

（4）災害や地域の異変に備えます　P58～P61

災害や突発的な地域の異変について、日頃から市民同士で話し合い、協力して行動できる地域社会をつくります。

（5）地域福祉を進めるための環境を整えます　P62～P65

地域福祉を積極的に進めるためのコミュニティづくりと住みよい生活環境の整備、地域の居場所づくりなどのための必要な財源を確保し、地域社会の基盤を整えます。

第2節　地域福祉推進の基本方針と重点課題

(1)　包括的な支援体制と総合的な相談支援体制の整備

市民が直面している生活課題は年々複雑化し、その解決には総合的で包括的な支援が重要になっています。そのため、相談窓口の総合化や重層的支援体制の整備[25]が必要です。

また、すべての市民の生活を支える仕組みとして「地域住民によるネットワーク」を強めることも必要です。常陸太田市の福祉力を強めるため包括的相談窓口の整備として「行政内部の総合化」「行政と市民の協働」「市民団体の連携」の強化が地域福祉推進の重点です。

高齢者支援においては、医療が必要な要介護高齢者等も在宅で生活ができるよう、医療機関と介護事業者等関係者の連携、地域住民への在宅医療や介護に関する普及啓発を推進します。

子育て支援においては、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるための支援体制を強化するとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するため、各窓口の連携による「子育て世代包括支援センターここキララ」機能の充実を推進します。

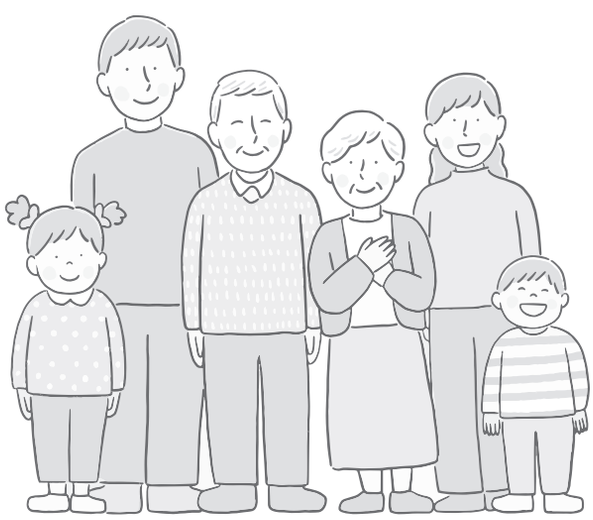

25　重層的支援体制の整備　市町村における既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することをいう。

(2)　身近な地域における介護予防・認知症施策の推進

高齢者が更に増加することから、フレイル予防として、常日頃から介護予防を意識できるよう、らくらく健康塾やシルバーリハビリ体操、フレイルサポーターの養成等を実施していくとともに、フレイルチェックを実施し、フレイル予防の３つの柱である「栄養・運動・社会参加」を日頃の生活の中で意識できるよう広報活動や講座などに取り組んでいきます。

認知症施策については、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、認知症サポーターの養成等により地域住民の認知症に対する理解を深めるとともに、民生委員・児童委員や地域の団体との連携により認知症高齢者へ訪問する際の声かけ等に取り組んでいきます。また、「認知症とともにある地域づくり」を中心としたモデル事業も重要な課題です。

(3)　新たな地域コミュニティづくりの促進

近年の人口減少、少子・高齢化などから、地域によっては、今までどおりのコミュニティ活動が困難となっているところも出始めています。したがって、現在市で進めている地域コミュニティのあり方として、これまでの町会単位の枠を超えた広い範囲の中で、町会や公民館、社会福祉協議会支部、子ども会、老人クラブなど、地域で活動する団体等のネットワーク化を図ることが必要です。そして、共助の精神に基づいて、お互いが連携し合い、地域活動を広め、地域のさまざまな課題の解決につながることを促進します。

(4)　社会情勢に対応した地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの社会・経済活動が縮小し、高齢者等の孤立や子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。

今後は、つながりが途切れることなく地域における福祉活動が行われるよう、工夫しながら活動している事例の収集や行政のデジタル化を進め、地域福祉活動における情報技術の利用の促進を図ります。

(5)　成年後見制度の利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障がいのある人など、判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度として、平成 12 年に介護保険制度と同時にスタートしました。しかし、当該制度の利用者数は、認知症高齢者等の数などと比較すると著しく少ない状況にあり、権利擁護や成年後見制度に関する理解・活用が進む仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

そのような中、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、市町村に対し、制度の利用を促進する体制として地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。権利を擁護するために支援が必要な人に対して、その意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が担保される地域づくりを目指して、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

(6)　再犯の防止等の推進

犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。法を犯した者への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止において重要であることに鑑み、国は 平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画を策定しました。この法律では、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」ことや、国の再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務が示されています。これを受けて、本市においても法を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援し、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを実現するため、再犯防止に関する施策に取り組みます。

第3節　地域福祉の課題解決のために

第1項　課題解決の方向性

(1) 地域社会のつながりを強くすることが必要です

地域社会のつながりが希薄になりつつあることは、「地域ふくし懇談会」でも参加者の皆さんから多く意見が出されました。

少子化と人口減少を要因とする地域活力の低下にくわえ、コロナ禍の影響により、ますます地域の慣習、行事を簡素化、縮小、衰退させることになりました。

これからは、誰もが気軽に地域とのかかわりを持つことができる、ゆるやかな関係の地域社会が求められています。

(2) 地域福祉活動の担い手を育成することが必要です

地域には、人々が支え合って暮らしています。地域の住みよい暮らしのためには、そこに暮らすすべての人が、地域社会のためにできることを無理なく続けていくことが大切です。

地域福祉は、地域の様子に常に関心を持ち、困っている人がいたら声をかけ、手を差し出すという、思いやりの心を次の世代にしっかりと伝えていくことが重要です。

(3) 支援を必要としている人を見逃さない仕組みが必要です

地域には、生活保護に至らないものの生活に困窮している人や、家にひきこもっている人、虐待被害が疑われる高齢者・障がい者や子ども、言葉や生活習慣の違いから周りから孤立してしまっている外国人など、悩みを抱えている人がいます。

また、生活上の悩みがあっても、どこに相談してよいかわからない、自分から行動をおこすことができないなど、支援を必要としている人がいます。関係機関が連携・協力し、要支援者を見逃すことなく、誰もが安心して暮らせる地域社会の仕組みが必要とされています。

(4) 防災意識の向上と災害時等の要支援者支援体制が必要です

近年は、突然の集中豪雨や竜巻、地震や洪水による大きな自然災害が全国的に発生しています。本市においても、平成 23 年の東日本大震災時には、市内の多くの建物が倒壊や損壊等の被害を受け、上下水道や公共施設等にも大きな被害をもたらしました。また、令和元年１０月に発生した台風第 19 号では、久慈川、里川、浅川が氾濫し、多くの世帯が浸水被害に見舞われ、市内２４０軒以上の家屋が被災しました。

これらの災害の経験から、近年「自助」「共助」「公助」の連携の大切さが提唱されています。

一方で、個人情報保護の意識が高まっています。市民の間でも個人情報の共有には抵抗感がある方も多く、日頃の連携が重要な地域の防災対策にも支障が生じていることも事実です。

広範囲に大規模な災害が発生した場合、救援・救助の要請が消防関係機関や警察などへ集中するため、すべての出動要請に対応することが難しくなります。

地域では、いつ起きるかわからない災害に備え、地域でできることを一丸となって取り組む必要があります。特に自主防災会の機能を十分に生かせるよう、日頃から、避難行動要支援者の安否確認をはじめとする避難支援行動を伴う防災訓練などを実施し、市民の自主的な判断で早めの避難行動に移せるよう、地域の体制づくりが急がれます。

(5) 市民協働を実行する体制づくりが必要です

地域福祉を推進するためには、関係機関が連携・協力し、地域の課題を話し合い、その対応策を考え、必要な人材や資源・財源を確保し、協働で実行に移すという仕組み・体制づくりが必要です。それぞれの主体が役割を明確にしながら、取り組みを適切に評価し、継続的に地域福祉を実行していくことが重要です。

第2項　地域福祉の活動区域

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として５つの活動区域を設定しています。地域の生活課題に応じ、その活動区域を柔軟に変更することにより、より効果的に対策を立てることができるものと考えられます。

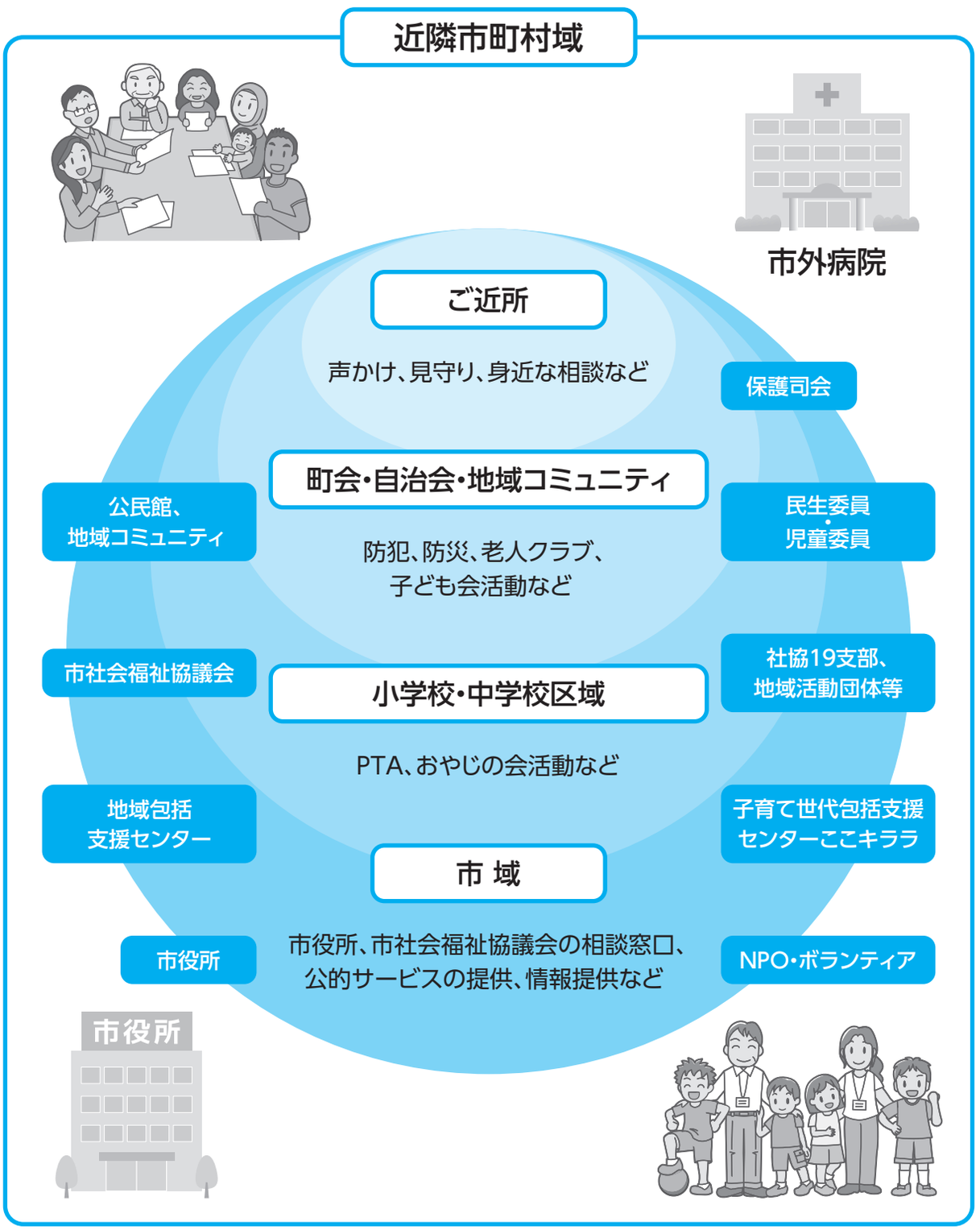

第4節　計画を策定し、推進する主な担い手

(1) 市民

住みよい地域づくりの主役は市民です。暮らしやすい地域にするためには、地域の状況を最も理解している市民が、意識的に地域の様子に関心を持ち、さらにその関心を高め、自分たちでできそうなことは積極的に行動へ移すことが大切です。

特に、近所付き合いの挨拶や声掛けなどを積極的に行い、市民同士のつながりを広げ、ときにはみんなで一緒に活動することが期待されます。

毎日の暮らしの中で、地域に暮らすすべての人が、ゆるやかにつながり、自分も地域の一員であるという意識を持つことが求められます。

(2) 町会・自治会・地域コミュニティ

町会・自治会及び地域コミュニティは、市民の最も基本的な自治組織であり、市民の自発的な参加により、相互扶助の精神を発揮し、組織的に住みよい生活環境づくりに取り組むことが期待されます。また、多様な市民や団体をつなぐ要としての位置づけが重要です。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法により「常に住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う。」こととされています。常に、高齢者や障がい者、生活困窮者などを把握し、福祉サービスの情報提供等を基本として、地域福祉の推進に参画することが求められます。

(4) 事業者等（企業、医療・福祉事業者・NPO法人等）

事業者等は、福祉施設であるとともに地域施設でもあります。したがって、広く地域社会の福祉課題に貢献することが期待されます。

サービスの提供にあたっては、社会の要求に応じた質の確保はもちろんのこと、市民のニーズに基づく新たなサービスの提供とともに地域の生活課題に対する解決に協力・貢献することが大切です。

(5) 市民ボランティア

市民ボランティア(シルバーリハビリ体操指導士会、スクエアステップ協会、食生活改善推進会など)は、身近な地域や学校、福祉施設、被災地といったさまざまな場面で、福祉的支援や生活環境改善、災害支援に関する活動など多様な活躍が期待されます。

(6) 社会福祉法人

社会福祉法人は、高齢者、障がい者、児童まで幅広い社会福祉の専門的知識・技能を有しています。各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されています。このため、地域福祉の推進に積極的に参画することが期待されます。

(7) 市社会福祉協議会

市社会福祉協議会は、地域に暮らす市民が参加・協力して、地域の生活課題を解決するために活動している非営利の民間組織です。

高齢者や障がい者等の在宅生活を支援するためのさまざまな福祉サービスの提供や相談対応、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動[26]、災害ボランティア活動やその支援、福祉教育の推進などを実施しています。

全国的な取り組みから、地域の特性に応じた取り組みまで幅広く活動しています。とりわけ、地域福祉の推進は、市社会福祉協議会に課せられた最も重要な役割であり、市民に最も近い福祉活動の専門組織としての役割を果たしています。

26　共同募金運動　戦後間もない昭和 22 年 (1947 年) に「国民たすけあい運動」として開始された。当初戦後復興の一助として戦災孤児など生活困窮者の支援に充てられ、その後、時代の要請に合わせて、子どもの遊び場、障害者の小規模作業所、高齢者等への在宅福祉活動から、現在のような多様な地域福祉活動を支える募金となった。

(8) 市社会福祉協議会支部

常陸太田市全域において、19 の市社会福祉協議会支部が活動しています。民生委員・児童委員や市民ボランティア、各町会・自治会等の協力を得て、高齢者等を対象とした「ふれあいサロン[27]」など多彩な活動をしています。また、地域の人々がともに楽しい時間を過ごす活動や地域での見守り活動など、その地域をよく知る人たちが力を合わせて、きめ細かに地域の安心・安全を実現しようとする取り組みを進めています。

(9) 行政（市）

行政（市）は、福祉行政という極めて重要な役割を担っています。加えて、市民の自主的な地域福祉活動や事業者等が行う社会福祉活動、さらに市社会福祉協議会が行う地域福祉推進活動等の支援をしています。

既存の福祉サービスや制度では解決できない問題については、市民や事業者等及び市社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協力し解決に努めています。また、市民の意見を取り入れながら限られた財源を有効に使い、最終的な福祉の担い手として地域の課題解決に取り組みます。

27　ふれあいサロン　身近な地域で、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者と、ボランティアが協働で仲間作りの場を開設し、孤独感の解消、要援護者の見守り、引きこもり予防、介護予防、健康の維持向上を図ると共に、地域福祉コミュニティづくりを目的としている。

第5節　計画の推進体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、高齢者、障がい者、子どもなどすべての人を対象としながら、医療・保健・福祉を中心とするさまざまな生活の分野にわたっています。

行政（市）と市社会福祉協議会は、相互に連携・協力し、多種多様な市民の地域福祉活動を支援・推進していくことを基本とします。

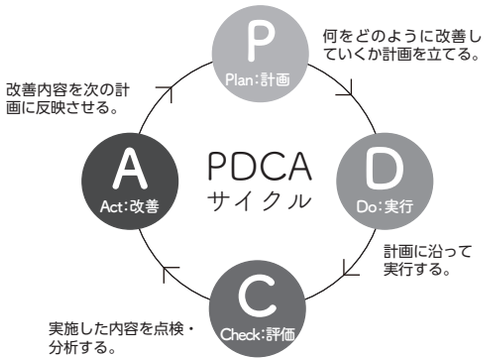

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の進行管理については、『福祉のまちづくり推進委員会が「Plan（計画）—Do（実行）—Check（評価）—Action（改善）」サイクルにより毎年度の点検を実施します。

また、各施策の実施については、地域に根差した市民の取り組みとなるよう、各町会・自治会をはじめ、新たな地域コミュニティを中心に市民や関係機関が連携・協力して進めることが重要です。

従って、計画の決定時及び改定時等には、各町会・自治会等に計画の内容について意見を伺う機会を設けるなど、より実現可能な計画となるよう関係機関の意見調整を図るものとします。

地域福祉推進の仕組み

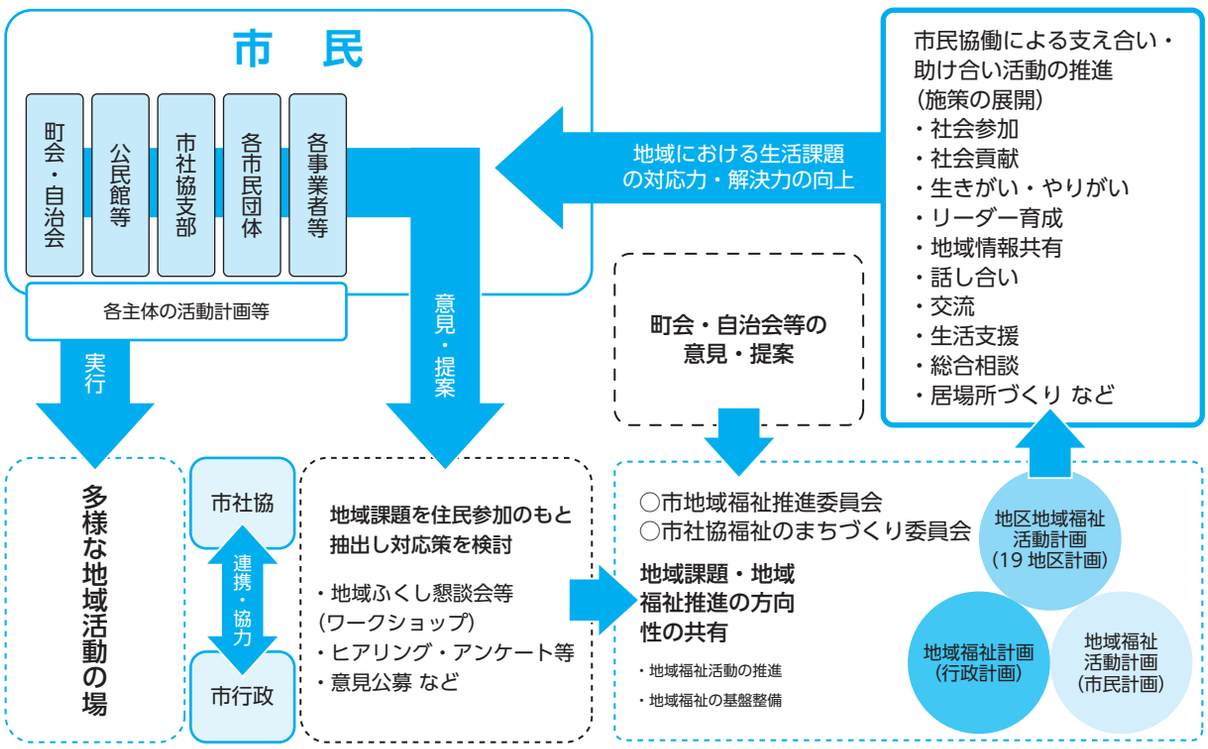

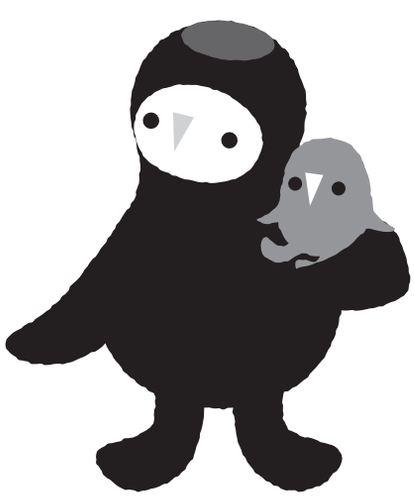

常陸太田市地域福祉計画・

常陸太田市・市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画の共通事項

≪基本理念・基本目標・基本施策 (それぞれの主体の役割)≫

基本理念

あたたかい つながりの中で 自分らしく暮らせるまち 常陸太田

基本目標 1
誰もが参加する地域をつくります

- 基本施策 1
  情報を知り、学び・体験する機会を充実します
- 基本施策 2
  地域福祉活動を担う人材を育成します

基本目標 2
みんながつながる地域社会をつくります

- 基本施策 1
  楽しく集い支え合う場をつくります
- 基本施策 2
  みんなが健やかで生き生きとつながる地域社会をつくります

基本目標 3
みんなで見守り、安心できる地域をつくります

- 基本施策 1
  困りごとを相談する場を充実します
- 基本施策 2
  地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます

基本目標 4
災害や地域の異変に備えます

- 基本施策 1
  地域の要支援者を適切な支援につなげます
- 基本施策 2
  地域の共助力を強化します

基本目標 5
地域福祉を進めるための環境を整えます

- 基本施策 1
  市民と市社会福祉協議会・行政(市)が協働で地域福祉を推進します
- 基本施策 2
  地域福祉を推進する環境整備を進めます

地域福祉活動計画の施策体系

常陸太田市 地域福祉計画 ≪行政計画≫	市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 ≪市民計画≫
・市民の活動を支援します	・わかりやすい福祉情報の広報を進めます ・地域福祉活動・ボランティア活動の充実・支援を進めます
・地域福祉活動や健康づくり活動のための相談窓口を充実します ・地域福祉に関する学習機会を充実します ・人権教育・福祉教育を推進します	・福祉の担い手を育成します ・福祉・人権教育を支援します
・地域の一員としての意識向上を図ります	・身近な人たちの交流と支え合いを促進します
・楽しく集い、語り合える場づくりや健康寿命を延伸するためフレイル対策に取り組みます	・小地域でのふれあいサロン（たまり場）活動を支援します ・社会福祉協議会支部活動を推進します
・各種相談窓口を充実します	・身近な相談窓口を充実します
・関係専門機関の連携・協力による総合的支援を進めます ・専門知識を有する職員の確保と職員資質の向上を図ります	・地域と専門機関のネットワークをつくります
・市民による見守り活動を支援します	・身近な地域での見守り活動の充実・支援を進めます
・防災活動を支援します ・地縁組織等の体制強化を支援します ・市民団体等の育成を支援します	・災害に備えた体制を整備します
・市社会福祉協議会の体制強化を支援します ・社会福祉法人等の社会貢献を促進します ・市職員の地域福祉への参画を図ります	・市社会福祉協議会の機能を強化します
・バリアフリーを推進します ・生活環境の改善を図ります ・地域福祉活動拠点の確保と整備を支援します	・福祉財源を確保します ・地域福祉活動を進める場づくりを支援します

社協支部

地区地域福祉活動計画《19地区計画》

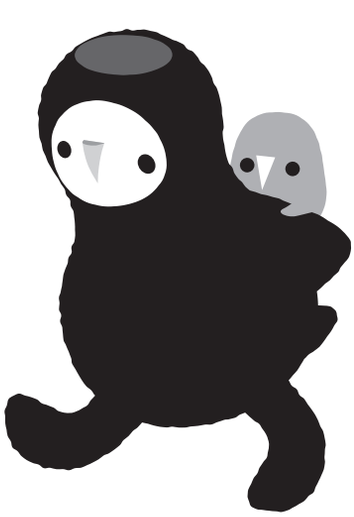

第3章

地域福祉計画の施策

第３章では、地域福祉を推進するため、市の事業施策について説明しています。

第3章 地域福祉計画の施策

市では地域福祉計画のため、「市民協働」の定義である「市民がお互いに、又は市民と行政（市）が、それぞれの特性や能力を生かしながら、お互いの責任と役割分担のもとに協力・協調すること」を基本的な考え方として各施策を展開してきました。しかし、令和２年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業が中止や見直しを余儀なくされました。

地域福祉の実現のため、事業の実施状況や課題を今後の進め方など検討し、地域の特性や市民ニーズを把握しながら、工夫を凝らした事業を展開していきます。

また、第３期計画・活動計画に掲げている取り組みや事業を進めるにあたり、ＳＤＧｓの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）17の目標	
	1. 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）17 の目標	
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する。
	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12. つくる責任つかう責任 持続可能な消費生産形態を確保する。
	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

基本目標1　誰もが参加する地域をつくります

市民誰もが身近な地域で「参加したい」「体験したい」と思える魅力ある地域福祉の活動づくりに取り組みます。

また、さまざまな機会を通じて、市民活動や地域福祉活動に関心のある人を見出し、活動につなげ、地域のリーダーとなる人材育成に取り組みます。

●基本施策1　情報を知り、学び・体験する機会を充実します

○ 市民の活動を支援します

・地域福祉活動や健康づくりの情報を広報紙や SNS 等で情報発信していきます。
・地域福祉活動や健康づくりへの理解を促進するため、地域における参加型体験学習を実施します。
・スマートフォンの利用促進のための事業を実施します。

市の主な事業	内　容	関係部課等
広報紙等による普及啓発	広報紙や SNS 等を利用し、地域福祉活動や健康づくりの情報を広く市民へ周知する。	健康づくり推進課 社会福祉課 広報広聴課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	就労等により昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後や土曜日、夏休み等の長期休暇中に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	子ども福祉課

市の主な事業	内　容	関係部課等
両立支援のための広報啓発、情報提供	父親の育児参加や子どもをもつ勤労者に対する雇用環境の充実、女性が出産後も安心して働き続けることができる職場づくりなど、両立支援に向けた啓発活動を行う。	少子化・人口減少対策課
スクエアステップ教室	高齢者の転倒予防・認知機能向上等に効果のある運動教室を開催する。	高齢福祉課 市スクエアステップリーダー会
いきいき健康運動教室	体操指導士会の各支部から 1 か所選定し、1 か所につき 3 日間、保健師と栄養士及び歯科衛生士が講話を実施していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会
スマートフォンを初めて購入する高齢者への助成	スマートフォンを初めて購入する 65 歳以上の方を対象に、市指定のスマホ講座受講後、購入費用等の助成を行う。	企画課

●基本施策2　地域福祉活動を担う人材を育成します

○ 地域福祉活動や健康づくり活動のための相談窓口を充実します

・ボランティア・市民活動センターの利活用を支援します。

○ 地域福祉に関する学習機会を充実します

・健康や福祉、ボランティアに関する講演会や講習会、セミナーを開催します。

○ 人権教育・福祉教育を推進します

・幼稚園や保育園、認定こども園、小学校、中学校での人権教育・福祉教育を進めます。

市の主な事業	内　容	関係部課等
ボランティア育成事業	中学生等を対象としたボランティア体験研修を実施し、次の世代を担う地域福祉のリーダーを育成する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協１９支部
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、日常生活または社会生活を営むことができるよう交流活動を促進し、福祉の増進を図るため手話奉仕員の養成を行う。	社会福祉課 県聴覚障害者協会
人権教室の実施	市内の幼稚園や保育園、認定こども園、小・中学校において人権教室を開催し、人権啓発を進める。	社会福祉課 市人権擁護委員

市の主な事業	内　容	関係部課等
あんしんファミリー介護研修事業	助け合い、支えあう地域社会づくりを進める地域のボランティアを養成するとともに、家族介護の質の向上を図るための講義・演習を行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
健康で学ぶ寿講座	65 歳以上の方を対象に、生きがいのある人生を送ることを目指して、講話や伝統工芸などを学ぶ講座を開催する。	生涯学習センター
昔ながらの食の素晴らしさを学ぶ講座	代々受け継がれているさまざまな食の云われや素晴らしさを学び、食文化の再発見を行う。	生涯学習センター
障害に対する理解の促進	障がい者の作品展開催など、障害に対する正しい理解や共生社会の理念の普及、啓発活動を推進する。	社会福祉課

基本目標2　みんながつながる地域社会をつくります

核家族化が進行する中、ひとり暮らしの世帯も増加しています。今後は、地域の中で支え合い・助け合うことがますます重要になります。気軽に声を掛け合える地域づくりに取り組みます。

さらに、孤立することなく多くの仲間に囲まれながら、共通の話題や活動で楽しいひと時を過ごし、人の思いやりと優しさに触れ、改めて地域の良さを感じることができる機会づくりを推進するとともに、健康寿命を延伸するためフレイル対策に取り組みます。

●基本施策1　楽しく集い、支え合う場をつくります

○ 地域の一員としての意識の向上を図ります

・挨拶・声掛け運動を広め、地域のつながり（交流）を促進します。
・子どもたちを地域ぐるみで見守ります。

市の主な事業	内　容	関係部課等
認知症サポーター養成講座事業	講座では認知症になるメカニズムや症状、認知症の方の心理を説明し、周囲の人がどう対応すればいいかを解説し認知症の方への対応方法や認知症に対する正しい知識について学んでいく。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
三世代交流	市社会福祉協議会の各支部で、子どもへ昔遊びの継承等を通じ三世代の交流会を実施する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会、子ども会等

市の主な事業	内　容	関係部課等
地域ふくし懇談会の開催	地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 民生委員児童委員 町会
地区敬老会補助事業	式典や会食を通して、長寿を祝うとともに高齢者と地域の方との交流を深め、敬老精神の高揚を図る。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 市内公民館・町会・地区コミュニティ
ふれあい給食サービス事業	ひとり暮らしの高齢者等の孤独感の解消を図るため、月１～２回程度、ボランティアが家庭を訪問し、昼食時に食事を届けるとともに会食を行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部
登下校見守り	子どもたちの登下校の安全確保のため、地域子ども安全ボランティア活動等により地域の子どもたちを見守る。	教育総務課 地域子ども安全ボランティア
青色防犯パトロール	地域の治安維持のため、青色回転灯を装着した車両により、地域の防犯パトロールを実施する。	市民協働推進課 市セーフティ・マイ・タウン・チーム 自警団等ボランティア団体

●基本施策2　みんなが健やかで、生き生きとつながる地域社会をつくります

○ 楽しく集い、語り合える場づくりや健康寿命を延伸するためフレイル対策に取り組みます

・高齢者サロン活動や健康づくり教室、体操教室、趣味の会など、身近な地域で開催しフレイル対策を推進していきます。
・地域の居場所（たまり場）づくりを支援します。

市の主な事業	内　容	関係部課等
健康教育・健康相談	保健師、栄養士等が各公民館・集会所で、生活習慣病の予防、精神疾患、介護予防、「フレイル予防」などの健康に関する知識の普及・啓発を行う。町会、支部社協、サロン等団体の申し込み以外に少人数での健康教育・健康相談の申し込みにも対応していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会、食生活改善推進協議会、保健推進員、町会、老人会など
いきいき健康運動教室（再掲）	体操指導士会の各支部から 1 か所選定してもらい、1 か所につき 3 日間、保健師と栄養士及び歯科衛生士が講話を実施していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会
さらに元気アップ健康教室 （らくらく健康塾）	フレイル対象者を含めた高齢者を対象に、栄養・運動・口腔・認知機能の向上のプログラムを複合的に実施する。また、フレイル対象者については、事業終了後に、通いの場への継続的な参加を促していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会 理学療法士会

市の主な事業	内　容	関係部課等
フレイル予防普及啓発事業	市内スーパーやドラッグストア等において、フレイル予防のための普及啓発活動や講演会等を実施する。また、今後、市内スーパー・ドラッグストアを協議会員とし、市全体で行っていくフレイル予防の普及啓発について連携する。	健康づくり推進課
フレイルチェック事業	市内スーパー、ドラッグストア、地区公民館において、フレイルチェックを実施する。フレイルサポーターを増員し、訪問型フレイルチェックの他、各地区でのフレイルチェックを実施する。	健康づくり推進課
スクエアステップ教室（再掲）	高齢者の転倒予防・認知機能向上等に効果のある運動教室を開催する。	高齢福祉課 市スクエアステップリーダー会
精神ディサービス事業	回復途上にある精神障がい者の方が安心して集い仲間との交流や趣味、創作活動を通して自信回復や社会参加を目的に行う。	健康づくり推進課 かわせみ（精神ディサービスボランティア）
老人クラブ活動支援事業	地域福祉・地域文化振興の原動力となるよう、会員の特性を活かし、地域に根ざした社会参加・健康づくり・友愛や奉仕活動を行い生きがいづくりなどを推進する。	高齢福祉課 市社会福祉協議会 市老人クラブ連合会、地域老人クラブ

市の主な事業	内　容	関係部課等
高齢者スポーツ大会の開催 	ゲートボール、クロッケー、ペタンク、輪投げ、グラウンド・ゴルフ等各種目に応じて大会を開催する。	高齢福祉課 スポーツ振興課 市社会福祉協議会
高齢者ふれあいサロン事業 	健康寿命を延ばすため、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、ニーズに合わせた各種高齢者向け教室や事業を開催し、高齢者の健康づくりを支援する。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
小地域福祉活動支援 	市社会福祉協議会支部主体の活動運営を支援する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部
地域ふくし懇談会の開催（再掲） 	地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会 民生委員児童委員
結婚相談センターの運営 	結婚相談センターの運営を柱に、AI マッチングシステムを運営する。	少子化・人口減少対策課 じょうづる縁結び隊

基本目標3　みんなで見守り、安心できる地域をつくります

幸せな暮らしのためには、生活上の悩みや困りごとを少しでも軽くすることが必要です。身近な地域で、誰もが気軽に相談できる仕組みづくりを進めていきます。より解決困難な課題については、速やかに専門機関につながる仕組みづくりを進め、同時に対応職員の資質向上を図ります。

●基本施策1　困りごとを相談する場を充実します

○ 各種相談窓口を充実します

・高齢者介護や認知症障がい者支援、子育て、生活困窮、健康、その他生活上の不安・悩み・困りごとの相談窓口を充実し、生活の自立を支援します。
・地域の中で、同じ悩みを持つ人同士が、その思いを共有できる仕組みづくりを進めます。

市の主な事業	内　容	関係部課等
健康教育・健康相談（再掲）	保健師、栄養士等が各公民館・集会所にて、生活習慣病の予防、精神疾患、介護予防、「フレイル予防」などの健康に関する知識の普及・啓発を行う。また、町会、支部社協、サロン等団体の申し込み以外に少人数での健康教育・健康相談の申し込みにも対応していく。	健康づくり推進課 シルバーリハビリ体操指導士会、食生活改善推進協議会、保健推進員、町会、老人会など
ママと赤ちゃんの育児教室	1 歳未満の乳児を持つ保護者を対象に、個別相談を実施する。	健康づくり推進課

市の主な事業	内　容	関係部課等
精神保健相談	精神科医師が心の悩みの相談に応じる。また、医師が症状によって治療やその方向性等を判断するほか、家族からの相談にも対応する。	健康づくり推進課
地域活動支援センター事業	地域で生活する障がい者の日常的な相談、生活支援、地域交流活動等を行い、自立、社会参加の促進を図る。	社会福祉課 メンタルサポートステーションきらり
子ども発達支援相談	子どものコミュニケーションや行動面など、発達段階における相談を受け、適切な支援へつなげる。	子ども福祉課 市子ども発達相談室
生活困窮自立相談	失業や就職活動の行き詰まり等の事情で、経済的な困窮状態に陥っている生活困窮者の相談を受け、生活の安定を図る。	社会福祉課
配食サービス事業	高齢者のみの世帯で、調理が困難な方を対象に、週１～４回栄養バランスのとれた夕食を配達するとともに安否確認を行う。	高齢福祉課
在宅介護支援センターとの連携	介護者をはじめ高齢者に関するさまざまな相談対応と支援、サービス機関との連絡・調整を行う。	高齢福祉課 市で委託する社会福祉法人
消費生活センターの運営	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、解決に向けたアドバイスなどを行う。	市民協働推進課
久慈地区更生保護サポートセンターとの連携	保護司と保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。	社会福祉課 久慈地区保護司会 水戸保護観察所、警察、市更生保護女性の会

●基本施策2　地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます

○ 関係専門機関の連携・協力による総合的支援を進めます

・医療・保健・福祉等に関する専門機関を中心に、地域の包括的な相談窓口の整備と関係機関の連携による総合的な支援体制を確立します。

○ 専門知識を有する職員の確保と職員資質の向上を図ります

・医療・保健・福祉等の有資格者の人材確保と専門的知識の習得等職員の資質向上を図ります。

市の主な事業	内　容	関係部課等
子育て相談・発達支援相談	発達等で経過観察が必要な乳幼児に対する個別相談を実施する。また、個別相談において母子のかかわり方など支援を行う。	子ども福祉課
生活支援体制整備事業	多様化する高齢者のニーズに対応するため、地域住民や多様な事業主体による担い手の育成や資源サービス開発を推進し、支援体制の充実を図る。	社会福祉課 高齢福祉課 市社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	認知症、知的障害、精神障害などによって、自己判断が困難で、権利擁護や身上監護を行う必要がある方に対し、成年後見制度の利用を支援する。	社会福祉課 高齢福祉課
地域包括支援センターの運営	地域のさまざまなニーズに応えることができる地域包括ケアの中核機関として、介護予防ケアマネジメント、高齢者やその家族への相談支援、虐待防止や権利擁護等を行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会
緊急通報体制整備事業	高齢者のみの世帯に対し、消防本部に通報する緊急通報用電話機、ペンダント型無線発信機等の貸与を行う。	高齢福祉課

基本目標4　災害や地域の異変に備えます

自然災害の発生や突然の体調不調を訴える人が発生した場合、不幸にも事件・事故に巻き込まれた場合など、常に地域の異変を見すえ、地域の相互支援体制を整えておくことが求められています。地域の中で日頃から支援が必要な人を把握し、市民が相互に見守る体制づくりを進め、必要に応じて適切な支援につなげます。

●基本施策1　地域の要支援者を適切な支援につなげます

○ 市民による見守り活動を支援します

・支援を必要とする高齢者や障がい者、子ども、日本語の理解が十分でない外国人などの要支援者を把握し支援対策を進めます。
・日頃の挨拶・声掛けなどの地域活動を広め、認知症の発症、虐待事案、消費者被害、自殺リスク等の異変を発見し、適切な対応につなげます。

市の主な事業	内　容	関係部課等
ゲートキーパー研修会	自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人の養成を目的に民生委員・児童委員、一般、行政、教育関係者等の対象者別に研修会を行う。	健康づくり推進課
避難行動要支援者避難支援	避難行動要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本とし、円滑な情報伝達体制や避難支援体制の整備を図り、地域の安心・安全を確立する。	社会福祉課 防災対策課 市社会福祉協議会 町会、自主防災会、民生員児童委員、消防団、警察

市の主な事業	内　容	関係部課等
障害者虐待防止センター	障害者虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届出の受付窓口となります。障害者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護等を目的としている。	社会福祉課
児童虐待防止ネットワークの形成	常陸太田市子どもサポートネットワークの開催や児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待防止に向け、早期発見・早期対応への取り組みを行う。	子ども福祉課
障害者差別問題相談窓口	障害者差別解消法に基づき、障害者差別に関する相談窓口を設置している。	社会福祉課
教育施設における防災対策	各学校、幼稚園、こども園等で防災に関する教育を行い、児童生徒の災害対応能力の向上を図る。	防災対策課

●基本施策2　地域の共助力を強化します

○ 防災活動を支援します

・地域の非常事態に備えた適切かつ迅速な初動態勢確立のため、自主防災会等の共助力の強化を支援します。

○ 地縁組織等の体制強化を支援します

・公的なサービスや制度では不十分な地域課題に対応するため、町会や自治会、新たな地域コミュニティ等地縁組織の体制充実と市社会福祉協議会支部の体制強化を支援します。

○ 市民団体等の育成を支援します

・地域福祉の主要な担い手であるＮＰＯ市民団体等の育成を支援します。

市の主な事業	内　容	関係部課等
自主防災会への支援	地域の防災力向上のため、自主防災リーダー研修会の開催、自主防災会の防災訓練への支援、協力及び補助金交付、いばらき防災大学費用助成金の交付等を行う。	防災対策課 自主防災会
ハザードマップの作成・配付	防災情報の周知及び迅速な避難の実施を図るため、災害や防災に関する情報、災害が予測される区域、避難所等を記載したハザードマップを作成し、配布する。	防災対策課

市の主な事業	内　容	関係部課等
町会・自治会・新たな地域コミュニティの活動支援	町会に対し町会活動支援交付金をはじめ各種補助金を交付するとともに地区町会長協議会連合会へ活動補助金を交付し、地域の振興活動や地域間の情報共有、課題解決に対する活動を支援する。また、新たな地域コミュニティ団体への活動補助金及び運営交付金を交付し、地域の特性を生かした主体的、自主的なまちづくり活動を支援する。	市民協働推進課 町会、地区町会長連絡協議会連合会、地域コミュニティ団体
地域における防犯パトロール活動の推進	太田警察署、太田地区防犯協会及び自警団等のボランティア団体と連携、協力し防犯パトロール活動などにより防犯意識の啓発に向けた取り組みを推進する。	市民協働推進課 警察、太田地区防犯協会、自警団等のボランティア団体
NPO・市民活動の支援・育成	NPO 法人の設立支援及び市民活動、その他市民活動に関する相談等の支援を行う。また、市民活動団体に対する障害保険・賠償責任保険を市で契約し、万が一の事態に備える。	市民協働推進課 市内 NPO 法人団体等
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動。毎年７月を「社会を明るくする運動」強調月間としている。	社会福祉課、生涯学習課警察、久慈地区保護司会、更生保護女性の会、青少年相談委員協議会、青少年健全育成常陸太田市民の会、市民の会環境部、市内小中学校など

基本目標5　地域福祉を進めるための環境を整えます

地域福祉の推進には、その中心的な担い手である市民・市社会福祉協議会・行政（市）がしっかりと連携・協力していることが重要です。特に市民と市職員あるいは市社会福祉協議会職員、地域の事業者等が相互に信頼の上に連携・協力できる関係づくりを推進します。

また、誰もが安心・安全に暮らせるよう、公共施設等のバリアフリー化はもちろんのこと、民間施設を含めたユニバーサルデザインの環境づくりを推進します。

●基本施策1　市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を推進します

○ 市社会福祉協議会の体制強化を支援します

・地域福祉の中核的な組織である市社会福祉協議会の活動支援及び安定運営等、体制の強化を支援します。

○ 社会福祉法人等の社会貢献を促進します

・社会福祉法人事業者等などの社会貢献と地域福祉活動の取り組みを促進します。

○ 市職員の地域福祉への参画を図ります

地域福祉の理解と地域活動等への参加を促進します。

市の主な事業	内　容	関係部課等
地域ふくし懇談会の開催（再掲）	地域の身近な生活課題について、ワークショップ形式により、市民同士が気軽に直接意見を交わし、地域福祉の理解を深めるとともに、福祉のまちづくりの市民活動を促進する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 町会、民生委員児童委員

市の主な事業	内　容	関係部課等
地域福祉計画及び地域福祉活動計画の一体的策定	理念や基本目標を共有する地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定することにより、市民協働による福祉のまちづくりを推進する。	社会福祉課 市社会福祉協議会 社協 19 支部 市地域福祉推進委員会、市社会福祉協議会のまちづくり委員会
社会福祉法人の社会貢献活動の促進	社会福祉法人による公益的な活動（地域の高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者等に関する生活課題の解決への対応等）が積極的に展開されるよう必要な調整を図る。	社会福祉課 高齢福祉課 子ども福祉課 市社会福祉協議会

●基本施策2　地域福祉を推進する環境整備を進めます

○ バリアフリーを推進します

・公の施設は、バリアフリー化を推進するとともに命を守る地域の緊急避難場所としての整備を推進します。

○ 生活環境の改善を図ります

・誰もが生活上の支障を解消できるよう生活環境を改善します。

○ 地域福祉活動拠点の確保と整備を支援します

・地域福祉活動の拠点整備を進めます。

市の主な事業	内　容	関係部課等
移動支援事業	障がい者の日常の外出及び余暇活動等、社会参加における外出時の移動支援を行う。	社会福祉課 市社会福祉協議会
重度心身障害者通院通所交通費助成	重度の心身障害者が、医療機関又は機能回復訓練のための通院通所に要する交通費（タクシー）の一部を助成する。 ＊但し、自動車税減免の方は除く。	社会福祉課
外出支援サービス事業(医療機関送迎)	自力で医療機関に出向くことが困難な高齢者が市内の医療機関に通院するためのタクシー送迎に係る運賃の一部を助成する。また、旧町村地区内の通院送迎サービスを行う。	高齢福祉課 市社会福祉協議会

市の主な事業	内　容	関係部課等
公共施設の施設内禁煙化の推進	ポスターの掲示やチラシの配布を行う。また、最新の正しい情報をもとに住民に周知を行う。	健康づくり推進課
ひとにやさしい道路・公園の整備	高齢者や障がい者・小さい子ども連れの方等やだれもが安全で安心して快適に利用できるように、段差や勾配や幅員等に配慮した都市施設の整備を行う。	都市計画課
地域公共交通網の形成	市民のライフステージや地域の特性に合わせ、快適な外出が可能になるよう公共交通網の構築を図り、高齢者を中心とした移動への支援を行う。	企画課
運転免許証自主返納支援事業	平成 28 年 10 月 1 日以降にすべての運転免許証を自主返納された市民を対象に路線バスＩＣカードまたは市民タクシー等利用券 1 万円分の補助を行う。	企画課
高齢者バス利用促進助成事業	満 75 歳以上の市民を対象に茨城交通（株）の記名式路線バスＩＣカードを購入する方に対して市内路線バス運賃の半額助成を行う。	企画課
乗合タクシー運行事業	事前に登録した常陸太田・金砂郷・水府地区にお住まいの方を対象に、各地区から市街地まで乗り合いで利用する乗合タクシーの運行を行う。	企画課

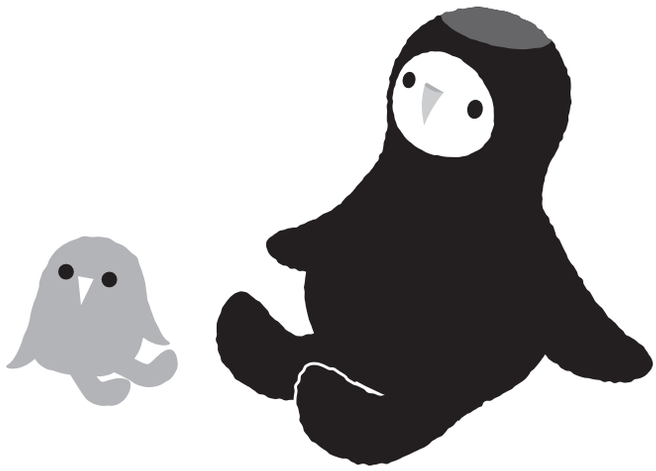

第4章

地域福祉活動計画の施策

第４章では、地域福祉を推進する市社会福祉協議会の取り組みを説明しています。

基本目標1　誰もが参加する地域をつくります

●基本施策1　情報を知り、学び・体験する機会を充実します

○ わかりやすい福祉情報の広報を進めます

・市民が主体となる地域福祉活動を推進するためには、福祉への関心を持ってもらうことが重要です。誰もが情報を手に入れることができ、気軽に参加ができるきっかけとなるよう、わかりやすい広報を行うとともに、地域に目を向け、地域づくりへの関心が高まるよう、さまざまな人や団体が参加する広報をめざします。

・情報が届きにくい高齢者や障がいのある人に配慮した広報を進めます。また、日本語以外の言語での広報を検討します。

・社会福祉法人や福祉事業者、企業・団体等による社会貢献や地域貢献が広がっています。社会福祉法人をはじめとする団体が協力して福祉課題に取り組めるよう情報提供とつながりづくりを行います。

主なとりくみ

○広報紙「おおたの福祉」年４回・全戸配布
- 支部からの地域情報の掲載を継続
- 社会福祉法人、企業、団体からの福祉活動情報を掲載
- 声の広報（ボランティアによる広報紙の音訳）

○ホームページ、Facebook での新着情報の発信
URL（アドレス）https://www.ho-shakyo.jp/

○おおたの幸せガイドブック（生活支援情報紙）の更新

○支部広報紙の WEB 掲載

○社会福祉法人、企業・団体とのオンライン交流

【協力団体等】

音訳ボランティア
市内社会福祉法人
福祉サービス事業者
企業、団体、商店
など

■広報紙「おおたの福祉」

全面カラーの広報紙です。見開き2ページに、各支部からいただいた活動の様子を掲載します。

■ホームページ

URL https://www.ho-shakyo.jp/

スマホ対応・・・スマートフォンで見るときに、自動的に画面に合った大きさになるようにしています。

■おおたの幸せガイドブック（生活支援情報紙）

高齢者や障がい者が地域で生活するために必要な生活支援サービスを掲載し、定期的に更新します。

■支部広報紙

各支部が発行します。それぞれの地域の活動や情報を掲載します。

○ 地域福祉活動・ボランティア活動の充実・支援を進めます

・地域福祉活動・ボランティア活動がさらに広がるよう、ボランティア・市民活動センターの相談支援・コーディネート機能を高め、個人のボランティア活動、ボランティア団体の運営を支援します。
・在宅福祉サービスセンター、ファミリーサポートセンターの活動を通じて、高齢者や障がい者の生活支援や子育てに関するボランティアの育成、活動の場・機会の提供を進めます。
・世代や障がいの有無に関わらず、みんなが参加できる活動を広げます。また、地域のニーズに基づいた課題解決につながる活動を支援します。
・多様なボランティア活動がさらに広がるよう、ボランティア相互の交流の場をつくり、活動の輪を広げていきます。

主なとりくみ

○ボランティア・市民活動センターの充実 ○ボランティアコーディネーターの育成 ○ボランティア研修会の開催 　ボランティア相互の交流や、活動を進めるための研修会 ○ボランティア・市民活動のきっかけづくりを充実 ○ボランティア連絡協議会の運営を支援 ○企業・団体等の社会貢献活動を支援 ○市民の協力による生活支援サービスを推進 　・在宅福祉サービスセンター「ほのぼのおおた」 　・ファミリーサポートセンター「ほのぼのおおた」	【協力団体等】 各ボランティア団体 ボランティア連絡協議会 企業、団体、商店 など

■ボランティア・市民活動センター（市総合福祉会館内 TEL 0294-73-1565）

ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要としている人をつなぎます。
コーディネーターが、活動に関する相談受付や情報提供、活動の支援などを行います。

■在宅福祉サービスセンター／ファミリーサポートセンター（市総合福祉会館内 TEL 0294-72-4574）

利用したい人と支援したい人が会員登録し、高齢者や障がい者に対して日常の家事援助、子どもの一時保育や保育施設などへの送迎サービスなどを提供します（このサービスは有償です）。資格は不要で、誰でも協力会員になることができます。

■ボランティア研修会

ボランティア活動のきっかけとなる気軽に参加できる研修会や、ボランティアリーダーのための研修を開催します。

福祉体験ボランティアを育成する研修

■ボランティア・市民活動センター

研修会の企画や活動のご紹介など、ボランティアコーディネーターが楽しくやりがいのあるボランティア活動を支援します。

高校生による福祉施設入所者の皆さんへのメッセージカードづくり

■在宅福祉サービスセンター、ファミリーサポートセンター「ほのぼのおおた」

●基本施策2　地域福祉活動を担う人材を育成します

○ 福祉の担い手を育成します

・地域福祉を進めるためには、活動を支える担い手の育成が不可欠です。これからボランティアを始めようとする人のための講座や、地域での活動をリードするリーダーを育成するとともに、世代や障がいの有無に関わらず、みんなが参加できるよう担い手の育成を進めます。
・新たな地域ニーズに対応するボランティア活動を積極的に支援します。
・高齢化に伴い、介護を必要とする人が増えています。安心して暮らせる地域づくりのために、介護の知識や技術を持つ人を育てます。
・地域の企業・団体等の地域福祉活動への参加を支援します。

主なとりくみ

○あんしんファミリー介護講座の開催 ○定期的なボランティア講座の開催 ○おうちでボランティアの実施 ○認知症サポーター養成講座（市受託）の開催 ○ふれあいサロン研修会の開催	【協力団体等】 各ボランティア団体 ボランティア連絡協議会 学校 企業、団体、商店 認知症キャラバンメイト ふれあいサロン運営者 など

■あんしんファミリー介護講座

家庭の介護技術の向上と、地域で福祉を担う人づくりをめざして開催しています。介護の基礎知識や介護技術などを学びます。

■あんしんファミリー介護講座

高齢者のかかりやすい病気や認知症の知識、介護の方法などを学ぶ講座です。

■おうちでボランティア

新型コロナウイルス感染拡大の影響によりボランティア活動の休止が続きました。福祉施設の訪問活動も中止となりました。そこで、自宅でできる活動をすることとしました。

コロナ禍で面会できなくなった施設入所者の皆さんのために、ボランティアが各自自宅で作った『干支（えと）のぬいぐるみ』

各施設にメッセージとともにお届けしました。

○ 福祉・人権教育を支援します

・学校やボランティアなどと協力して、子どもたちの理解度に応じたわかりやすい「福祉活動メニュー」をつくり、子どもたちの福祉の心を育てます。
・地域においても、幅広い年代の人が、地域福祉の現状や支え合い・助け合いの大切さを理解し、地域の課題に関心を持ち、参加につながるよう福祉への理解を進めます。
・障がいに関する理解や参加を促進するため、研修会などを開催し、啓発を図ります。

主なとりくみ

○学校での福祉・人権教育を支援
- 福祉体験ボランティアの紹介や、福祉講座への職員派遣
- 福祉体験用具を貸し出し、福祉授業を支援
- 理解度に応じた多様な「福祉活動メニュー」を提案
- 児童生徒の福祉チャレンジスクールの開催
- 教職員等福祉セミナーの開催

○地域での福祉講座の開催
○福祉教育推進校の支援

【協力団体等】
学校
ボランティア団体
社協 19 支部
町会・自治会
地域コミュニティ
公民館
など

■学校向けの「福祉教育メニュー」

活動の概要や準備物など学校で福祉体験学習を行うにあたってのガイドブックです。企画書や行程表のサンプル、活動のポイントや注意点などを社協ホームページからダウンロードすることができます。

■福祉教育推進校

福祉・人権教育、ボランティア活動を推進する学校に対し、活動費の一部を助成します。活動報告をまとめて、子どもたちのボランティア活動を広報します。

■中学・高校生福祉チャレンジスクール

子どもたちが、楽しく福祉活動にチャレンジする機会をつくります。

■教職員等福祉セミナー

市内の教職員を対象に、福祉体験学習の意義や取り組みについて研修します。

基本目標2　みんながつながる地域社会をつくります

●基本施策1　楽しく集い、支え合う場をつくります

○ 身近な人たちの交流と支え合いを促進します

・地域福祉を進めるためには、市民による課題の発見・解決の取り組みが必要です。地区ごとの「地域ふくし懇談会」の開催を支援し、地域交流や支え合いを進めます。

・認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターを養成します。

・市社会福祉協議会支部の交流事業を支援するとともに、地域の団体に対しレクリエーション用品を貸し出すなどの支援を行います。

・ICT の活用など、デジタル社会に対応した新しいつながり方を検討します。

主なとりくみ

○市社会福祉協議会支部活動の充実（財政・活動支援等）

○地域ふくし懇談会を推進

・地区ごとのワークショップの開催（協議体）

○認知症サポーター養成講座（市受託）の開催

・受講者を増やし、まち全体が認知症の人にやさしいオレンジタウンをめざします。

※オレンジ色は、認知症の人を支えるシンボルカラーです

・認知症の人に寄り添って、地域で共に暮らす仲間（認知症パートナー）を広げ、認知症になっても安心して暮らせる地域をめざします。

○レクリエーション用具貸出し

○おもちゃ図書館

○ICT を活用した新しいつながり方の検討

【協力団体等】

社協 19 支部

町会・自治会

地域コミュニティ

民生委員・児童委員

老人クラブ

認知症キャラバンメイト

ボランティア団体

おもちゃ図書館ボランティア「えがお」

金砂郷おむすびの会

NPO 法人結 など

■協議体（地域の福祉課題を話し合う場＝支部など）の役割と活動

市社会福祉協議会支部が主催し、地域の課題を出し合い、地域みんなでできることを考えます。地域の皆さんが「自分の地域にあったらいい支え合いの仕組み」「こんな地域だったらいいね」「どうやって実現していこうか」などを話し合います。生活支援コーディネーターは、地域の皆さんと一緒に、支え合いの仕組みづくりに取り組みます。たとえば・・・気軽に行ける居場所「ふれあいサロン」づくり、ご近所の人がさりげなく見守るネットワークづくり など

■地域ふくし懇談会（協議体）

■認知症サポーター養成講座

認知症の基礎知識や接し方などを学び、認知症の人やその家族を見守るサポーターを養成します。

■レクリエーション用品

ボッチャ、的あてゲーム、巨大バルーンなど、交流事業のための用品を貸し出します。

●基本施策2　みんなが健やかで生き生きとつながる地域社会をつくります

○ 小地域でのふれあいサロン活動を支援します

・人と会って楽しく過ごすふれあいサロンは、人と人とのつながりをつくる身近な支え合い・助けあい活動です。定期的に気の合う仲間と一緒に集うことで、体と心の健康づくりとフレイル予防になります。
・ふれあいサロンの良さを広報紙やホームページを活用し周知・啓発します。
・ふれあいサロンが、歩いて行けるできる限り身近な場所で行われるよう、立上げから運営まで積極的に支援します。
・子どもから高齢者まで、市民が気軽に楽しく集う場になることを目指します。

主なとりくみ

○ふれあいサロンの立上げ支援（財政・企画支援） ・ふれあいサロン活動を、市内全域に広げます。 ・町会、老人会等の活動をふれあいサロン活動につなげるお手伝いをします。 ・シルバーリハビリ体操、スクエアステップを取り入れた、体と心の健康づくりを市と協働で推進します。 ○ふれあいサロン情報交換会、運営者研修会を開催します ・サロンボランティアの交流や情報交換の場、活動内容の研修（レクリエーション、物づくり等） ○サロン運営費の一部助成 ○ふれあいサロン活動情報紙の更新と ICT を活用した情報発信	【協力団体等】 ふれあいサロン ボランティア シルバーリハビリ体操指導士会 スクエア・ステップ・リーダー会 など

■ふれあいサロン

定期的に人と会って、おしゃべりや体操などをする地域の身近な集いの場です。住民が自主的・自発的に行う交流活動ですので、開催方法や内容などに特にきまりはありません。広く参加者を受け入れ、定期的に開催しているサロンに対しては活動費の一部を助成しています。

■サロンボランティア研修会

ふれあいサロン活動に取り入れることができるレクリエーションなどの研修です。

■ふれあいサロン

市内各地で行われています

■ふれあいサロン運営者のための交流会・情報交換会

サロン活動の運営者が楽しく交流します

■ふれあいサロン情報紙

市内で行われているサロンの開催日、活動内容などをまとめた情報誌です。楽しく続けるためのポイントや各サロンの工夫が満載です。

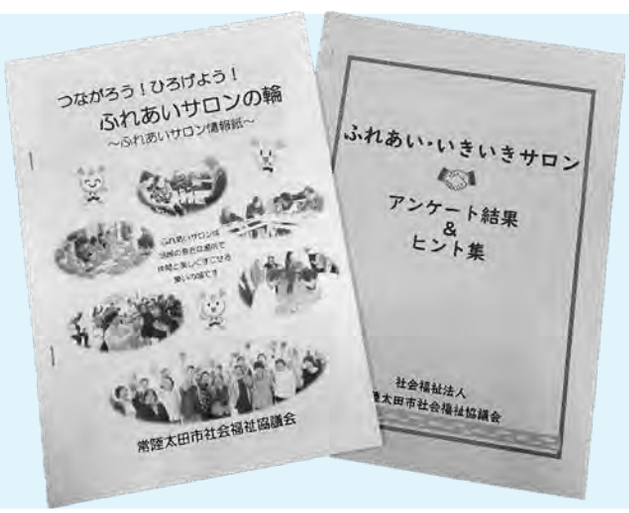

○ 市社会福祉協議会支部活動を推進します

・市社会福祉協議会支部は、地域の人々によって運営され、地域交流の機会づくりや各種福祉事業など、地域福祉を進める大きな役割をはたしています。
・今後はさらに、地域の幸せづくりのために、地域の課題を把握し地域住民が協力して解決するための話し合いの場（協議体）となるよう支援します。
・見守り活動をはじめ、生活の支援など小さな地域で支え合うしくみづくりを進めます。
・さまざまな機会をとらえ、若い世代や居住年数の短い人にも関心を持ってもらえるよう、市社会福祉協議会支部や地域団体の活動の周知・啓発を図り、支部活動への参加促進に取り組みます。

主なとりくみ

○市社会福祉協議会支部間の情報交換の機会づくり ・年１回 支部連絡会を開催し、支部間の交流と意見交換の機会をつくります。 ○支部活動の広報 ・全戸配布の社協広報紙に支部活動を掲載します。 ・各支部が発行する広報紙づくりを支援します。	【協力団体等】 社協 19 支部 町会・自治会 地域コミュニティ 民生委員・児童委員 老人クラブ 学校 公民館 など

■市社会福祉協議会支部活動の主な財源

市社会福祉協議会支部は、主に地域の皆さまから寄せられた善意で運営されています。

・市社会福祉協議会会費の一部
・市補助金
・赤い羽根共同募金からの配分金
・善意銀行からの配分金

■市社会福祉協議会支部の活動

市社会福祉協議会支部は、市内 19 の地区に設置されています。町会長、民生委員・児童委員をはじめ、地域の各種団体の代表者が運営委員となり、多くの人が参加して福祉を進める各種事業に取り組んでいます。

市社会福祉協議会支部活動

■ふれあい給食　高齢者に手作りのお弁当を届けて交流します

世矢支部

太田支部

■学校と協力して、子どもたちの福祉体験学習

佐竹、西小沢、幸久支部合同で開催 会場：峰山小

■友愛訪問

天下野支部

■グラウンドゴルフで健康づくり

金郷支部

■三世代交流

佐都支部

基本目標3　みんなで見守り、安心できる地域をつくります

●基本施策1　困りごとを相談する場を充実します

○ 身近な相談窓口を充実します

・相談は課題解決の出発点です。だれもが気軽に相談できる体制づくりが必要です。身近な相談先として、市社会福祉協議会支部活動やふれあいサロン活動などでの相談など、市民が主体の相談窓口づくりを進めます。

・市社会福祉協議会の各種相談窓口と外部の相談機関との連携を一層強め、いろいろな課題を抱える市民が相談窓口に来ても、支援ができる体制づくりを進めます。

・同じ課題を抱える人たちによる当事者団体の活動はとても重要です。当事者団体の支援・連携により課題解決につなぐしくみをつくります。

主なとりくみ

○地域包括支援センターがより身近で相談しやすい窓口となるよう体制の充実を図ります。 ○ふれあいサロンでの気軽な相談先づくり ○当事者団体の活動支援	【協力団体等】 ふれあいサロンボランティア 民生委員・児童委員 身体障害者福祉会 母子寡婦福祉会 など

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域や自宅で生活できるように、必要な介護サービスや保健福祉サービス、その他の日常生活の支援などの総合的な相談窓口です。介護、福祉、医療、認知症の対策、虐待防止など、必要な支援が継続的に受けられるようアドバイスや関係機関との連絡・調整などをします。社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどが配置されています。

・本所【担当地区：常陸太田・金砂郷】(市総合福祉会館内) TEL 0294-72-8881

・サブセンター【担当地区：水府・里美地区】(市役所水府支所内) TEL 0294-70-5678

地域包括ケアシステムの姿

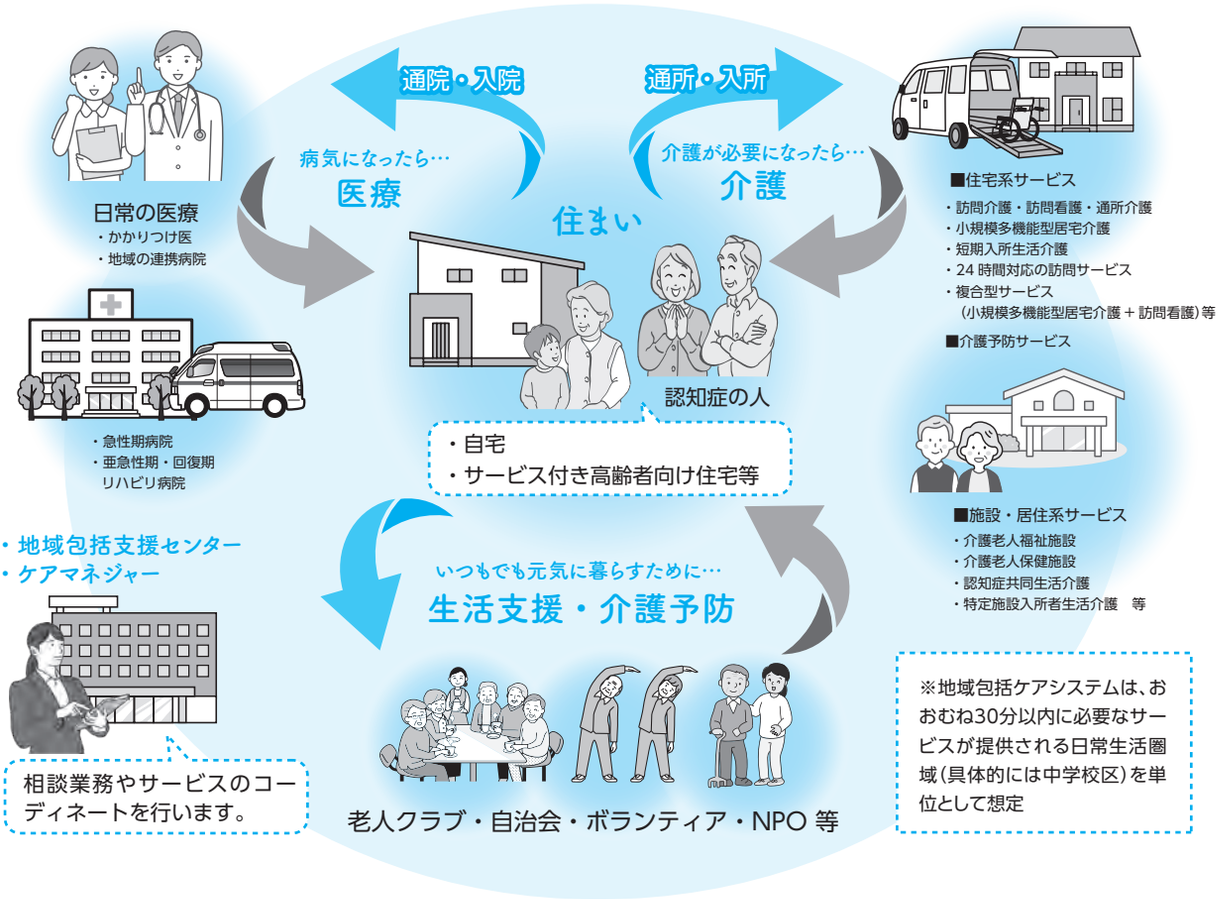

地域包括ケアシステムとは、国が実施している「地域内で高齢者を支えるためのシステム」です。少子高齢化への対策として、2025 年をめどに整備が進められています。

高齢者が要介護状態になっても今の住み慣れた地域で過ごすためには、住まいだけでなく介護・医療・介護予防・生活支援などの生活に必要なサービスをしっかり提供できる体制を整えなくてはなりません。こうした環境を叶えるためのシステムが「地域包括ケアシステム」であり、地域包括ケアシステムを支えるための拠点が地域包括支援センターです。

●基本施策2　地域と医療・保健・福祉などの専門機関の連携・協力を進めます

○ 地域と専門機関のネットワークをつくります

・健康のための保健サービス、病気になったときの医療、介護が必要になったときや困ったときの福祉サービスなどを、自宅の近くで利用しながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、専門機関のネットワークをつくります。
・高齢者だけでなく、生活に困窮している人やいくつもの問題を抱える人の自立を支援するために、医療・保健・福祉分野、地域の民生委員・児童委員やボランティアなどさまざまな立場の人の連携を進めます。また、対象者や分野を横断的に協議・支援できる体制づくりを市と協力して進めます。
・制度のはざまにあって支援につながらない人や、声を上げられない人を、地域、市、関係機関と連携して早期に発見し継続して支援します。
・町会・自治会や民生委員・児童委員、専門機関等との意見交換・情報共有の場を設け、困っている人の早期発見や地域課題の把握を行います。
・単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しています。身寄りのない人が安心して暮らせるよう成年後見制度（P31 参照）の整備を市と協力して進めます。

主なとりくみ

○地域ケア会議推進事業（市受託）
　専門職によるネットワーク会議の開催
○生活支援体制整備事業（市受託）
　・ふれあいネットワークの充実
　・ふれあいネットワーク会議の開催
　・市社会福祉協議会支部の活性化
　・認知症サポーターの活躍の場づくり
○専門機関と連携した支援体制の強化
　・多職種、多機関による支援体制づくりを市と協働で進めます。
○生活福祉資金・小口資金貸付事業による
　生活困窮世帯の支援
○新型コロナウイルス感染症の影響による
　特例貸付対象者の継続的支援
○日常生活自立支援事業
　（軽度の認知症の人や知的障がい者等のための金銭管理）
○障がい者相談支援事業所連絡会の立ち上げ検討（市と協議）

【協力団体等】

社協 19 支部
ネットワークチーム
認知症キャラバンメイト
町会・自治会
地域コミュニティ
民生委員・児童委員
市内社会福祉法人
福祉サービス事業所
主任介護支援専門員会
医師会
歯科医師会
薬剤師会
など

■ふれあいネットワーク

高齢者や障がい者など支援の必要な人に対して、民生委員・児童委員を中心に、近隣の協力者により日頃の見守り・支援を行います。

■さりげない見守りと訪問活動

季節のご挨拶（メッセージ入りごみ袋の配付）

生活支援体制整備事業

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025) 年に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっています。生活支援体制整備事業は、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していくための事業です。

基本目標4　災害や地域の異変に備えます

●基本施策1　地域の要支援者を適切な支援につなげます

○ 身近な地域での見守り活動の充実・支援を進めます

・ふれあいネットワーク活動の強化、民生委員・児童委員活動の支援や福祉施設と地域との連携づくりにより、災害時における地域での要配慮者の支援体制の充実を図ります。

・災害時に、高齢者、障がい者、乳幼児など特に配慮が必要な人のために開設される福祉避難所の運営に協力します。

・避難行動要支援者名簿への登録について、日頃行われるふれあいサロンや交流事業などで、取り組みの趣旨について理解を求めるなどの協力をします。

・茨城県社会福祉協議会が推進する災害初動期支援チームに協力するなど、大規模災害に備えて、広域的な連携を進めます。

主なとりくみ

○ふれあいネットワークの推進（生活支援体制整備事業） ○災害時福祉避難所への介助員の派遣 ○地域の市民団体や福祉施設と市社会福祉協議会支部の連携を強化 ・町会・自治会等の地域の団体と協力して、見守りを進めます。 ○災害初動期支援チームへの協力	【協力団体等】 町会・自治会 地域コミュニティ 公民館 民生委員・児童委員 老人クラブ 防災士会 など

■ふれあいネットワーク会議

日頃、地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員や関係機関が地域の情報などを話し合います。

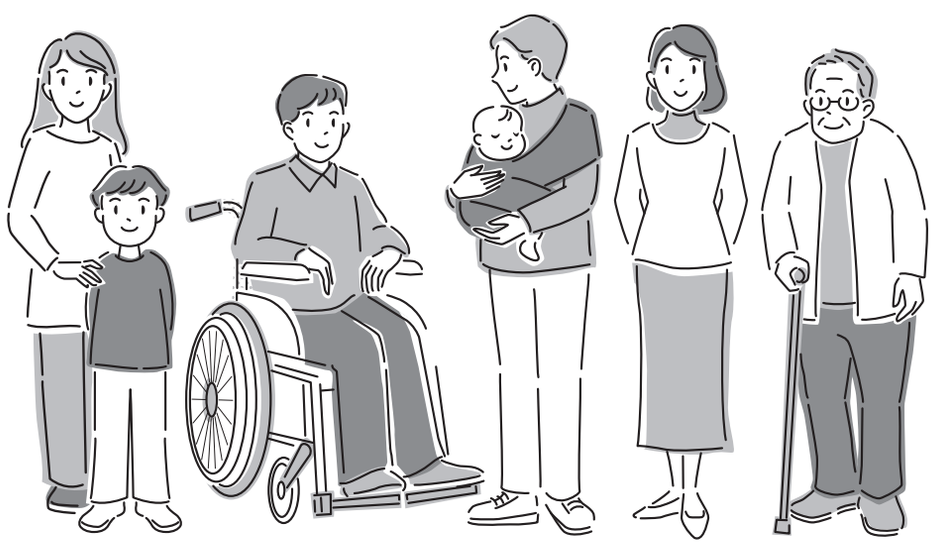

●基本施策2　地域の共助力を強化します

○ 災害に備えた体制を整備します

・災害ボランティアを養成するとともに、災害時のボランティア受け入れ体制の整備に向け、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
・ICT を活用した災害ボランティアセンターの運営に向けた体制を整えます。

主なとりくみ

○災害ボランティア養成研修会の開催 ○ICT を活用した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練の実施	【協力団体等】 茨城県社会福祉協議会 防災士会 など

■災害ボランティアセンター

災害発生時に、災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。近年、大きな災害の被災地のほとんどに設置・運営されています。常陸太田市で大きな災害があった時は、市社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置することになっており、被災者のニーズの把握、ボランティア活動に必要な機材の準備、ボランティアの受け入れ・派遣などを行います。

■災害ボランティアセンター設置運営訓練

災害を想定して、災害ボランティアの受け入れ、
活動支援の訓練を行います。

■IVOS（アイボス）による災害ボランティアの事前申込み（災害時における ICT 活用）

IVOS・・・茨城県と茨城県社会福祉協議会が共同で開発した災害ボランティア活動支援システム。インターネット上で災害ボランティア活動の申込みができることで、支援の規模に応じたボランティア募集とスムーズな派遣ができます。

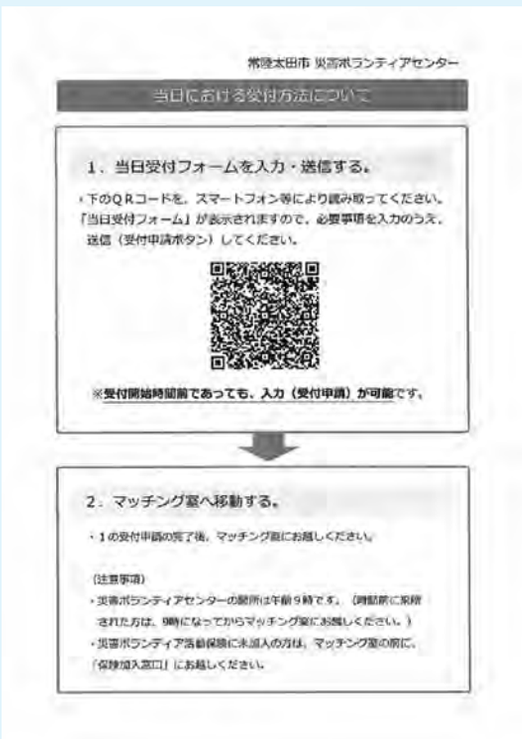
常陸太田市 災害ボランティアセンター

当日における受付方法について

1．当日受付フォームを入力・送信する。

・下のQRコードを、スマートフォン等により読み取ってください。
「当日受付フォーム」が表示されますので、必要事項を入力のうえ、
送信（受付申請ボタン）してください。

※受付開始時間前であっても、入力（受付申請）が可能です。

2．マッチング室へ移動する。

・1の受付申請の完了後、マッチング室にお越しください。

（注意事項）
・災害ボランティアセンターの開所は午前9時です。（時間前に来庁された方は、9時になってからマッチング室にお越しください。）
・災害ボランティア活動保険に未加入の方は、マッチング室の前に、「保険加入窓口」にお越しください。

基本目標5　地域福祉を進めるための環境を整えます

●基本施策1　市民と市社会福祉協議会・行政（市）が協働で地域福祉を推進します

○ 市社会福祉協議会の機能を強化します

・地域福祉を進めるためには、市民の参加を支援し、市民協働による福祉のまちづくりを進める必要があります。多様化する生活課題に対応し、地域のニーズに応えるために、地域に対するきめ細かな活動ができるよう、専門性を高める職員研修を継続して行います。

・各種事業を推進するための適切な体制の整備・充実が不可欠であり、市社会福祉協議会の役割を充分に発揮できる事務局体制の充実を図ります。

・社会福祉協議会の財源は会員会費によるところが大きいため、会員加入の理解促進を図るとともに、自主事業の検討、自主財源の確保、補助金の確保など財政基盤の安定に向けて取り組みます。

・個人の困りごとを地域の課題ととらえる住民主体の福祉活動の推進や、多様な社会資源のつなぎ役として福祉コミュニティづくりを進めるコミュニティ・ソーシャルワーカーを育成し、市社会福祉協議会のソーシャルワーク機能を強化します。

主なとりくみ

○事務局体制の整備・充実 ・研修体制の整備 自主研修の開催、外部研修への参加促進 ・事業を展開できる必要人員の確保 ・コミュニティ・ソーシャルワーカーの育成と配置 ○事業の効率化と財政基盤の安定 ・自主事業の検討・自主財源の確保・補助金の確保 ○社協の基盤整備のための計画策定	【協力団体等】 町会・自治会 地域コミュニティ 民生委員・児童委員 など

■コミュニティ・ソーシャルワーカー

生活上の課題を抱えている人や家族に対し、制度の利用援助や福祉専門職・関係機関との連携により生活を支援します。また、その人が暮らす地域に対して、課題をお知らせし、住民のつながりづくりなど地域に対して支援します。今ある制度だけでは解決できない人の相談に応じ、公的なサービス以外の支援の開発を働きかけ解決をめざすなど、個別支援、地域支援、支援の環境づくりなどを行います。困っている人にとっては「支援策へのつなぎ役」、多様な活動や団体をネットワーク化する「活動のつなぎ役」でもあります。

■コミュニティ・ソーシャルワーカーとは

① 相談・よりそい支援

生活の困りごとを抱えている方のお話をお聞きします。相談に来る方だけでなく、地域の民生委員・児童委員さんと協力し、困っていても相談できない方を支援します。

② 個別支援

生活の困りごとを抱えている方のお話をお聞きします。相談に来る方だけでなく、地域の民生委員・児童委員さんと協力し、困っていても相談できない方を支援します。

③ 地域支援

困りごとを抱えている方への支援の事例をもとに、地域でできることを地域の皆さんと考える機会を作ります。

地域に関わるいろいろな方の参加・協力により、やさしいまちをつくります。

●基本施策2　地域福祉を推進する環境整備を進めます

○ 福祉財源を確保します

・地域福祉を進めるための財源は、市補助金のほか、善意銀行、赤い羽根共同募金への寄付金や、社会福祉協議会会員会費などとなっています。
・地域で集められたお金がどのように地域で使われるのかを広報し、福祉に対する理解と協力を広げ、財源の確保に努めます。

主なとりくみ

○赤い羽根共同募金運動の推進 ○善意銀行の推進 ○市社会福祉協議会の会員会費納入への理解促進	【協力団体等】 町会・自治会 地域コミュニティ 民生委員・児童委員 ボランティア団体 企業、団体、商店 学校 など

■赤い羽根共同募金

「じぶんの町を良くするしくみ」をスローガンに行われる募金活動です。民間の社会福祉を推進することを目的に 10 月 1 日から 12 月 31 日まで全国一斉に行われます。寄付金は、一旦県の共同募金会に集められた後、市社会福祉協議会を通じて地域福祉活動のために使われます。赤い羽根がシンボルマークです。

■善意銀行

市民の皆さんの“善意の金品”の寄付を、必要とする人や施設・団体などにお届けし、みんなが幸せになれる福祉のまちづくりを推進するための銀行です。使い道を指定でき、寄付者の指定する福祉活動団体にお届けしたり、希望する分野で活用したりして、寄付者の意思に沿った使い方をします。

■フードバンク

NPO 法人フードバンク茨城が推進するフードバンク活動が広がっています。本市でも、いつでも食品を寄付できる「きずなＢＯＸ」を各地に設置し、協力しています。集められた食品は、フードバンク茨城を通して、生活困窮者の支援などに活用されます。

○ 地域福祉活動を進める場づくりを支援します

・人と人とのつながりをつくるために、身近な地域の中で、世代をこえた多くの人が気軽に集まれる場・機会が求められています。地域の実状に合わせたきめ細かな福祉活動を進めるために、地域の各種団体と協力して、情報交換や集いのための場づくりを支援します。

主なとりくみ

○市民による活動の場づくりと連携の支援	【協力団体等】 公民館 町会・自治会 地域コミュニティ など

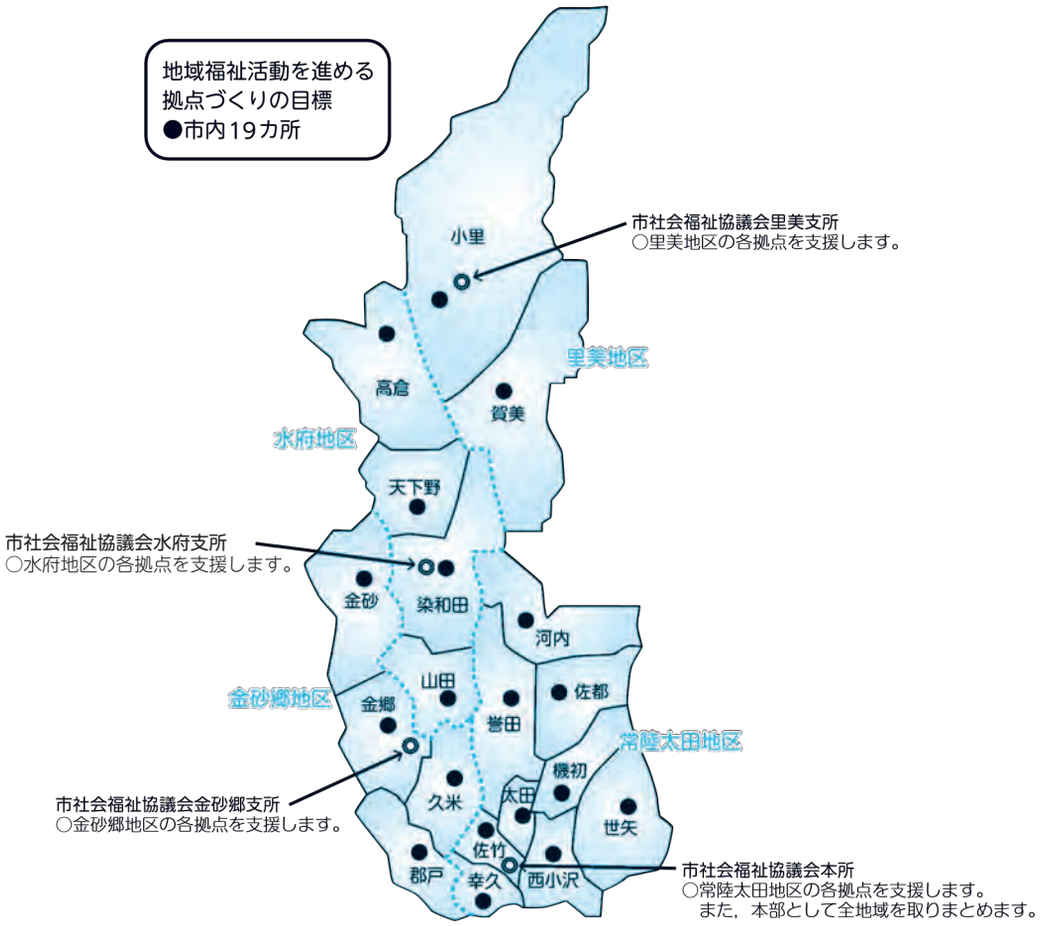

■市社会福祉協議会支部活動を支援します

地域の福祉活動を進めるために、市社会福祉協議会の 4 拠点 (本所・支所) があります。市内 19 か所の社協支部を中心とした活動を支援します。

第5章

地区地域福祉活動計画

第５章は地区ごとに福祉を推進する市社会福祉協議会19支部の取り組みを説明しています。

太田地区地域福祉活動計画

スローガン

つながろうみんなで

具体的なとりくみ

目標1 集まる機会を作ろう！

陽当たりがいい散歩道
ベンチのある公園
自然に人が集まる場所を
大切にします！

(1) 2～3 人の小さな集まりを広げよう
～はじめの一歩～
気軽に行ける、自然に集まる場所を作ろう！
(例) 散歩コースにあわせて、おしゃべりの場所を作る

(2) 人と人、人と地域のつながりをつくる行事を継続しよう
(例) 地域の祭、お掃除
など

目標 2 災害に備えよう

(1) 地域みんなが参加する防災訓練を継続しよう

(2) 災害時に避難に支援が必要な人を確認しよう

(3) 日頃の声かけをしよう
＊災害だけでなく、地域のことをみんなで気にかけあおう
・事件に巻き込まれていないか
・認知症になっていないか
・虐待がないか
など

日頃の声かけや
人のつながりが、災害時には、
支え合う大きな
力になります！

地域のデータ

- **人口**：8,227 人（男 3,988 人　女 4,239 人）
- **世帯数**：3,381 世帯
- **町会**：宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・塙町・金井町・東二町・東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町・寿町
- **学区**：太田小学校・太田中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在（国勢調査）

機初地区地域福祉活動計画

スローガン

ふれ♥あいのまち　元気はたそめ

具体的なとりくみ

目標　地域住民の交流をすすめます

1. 地域全体でイベントを行い、地区の活性化を図り、住民の絆を深めます
　◎みんなが参加できる内容で、老若男女が参加する工夫をします
　　各種団体に積極的に声をかけ、みんなで協力して行います
2. 広げよう 笑顔のあいさつ
　・環境整備等（草刈りなど）を通じて、地域住民同士の交流を深め、誰でも、
　　気軽にあいさつし合える環境をつくります

★地域の課題をみんなが知るために

・今後も話し合い、見直しをしていきます

前期計画では、地域みんなが集まるイベントを開催しました。
新型コロナの影響はとても大きく、今後の展開の難しさはありますが、
人と人とのつながりづくりに
力を入れていきます！

地域のデータ

- **人口**：4,549 人(男 2,174 人　女 2,375 人)
- **世帯数**：1,708 世帯
- **町会**：幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貫町
- **学区**：機初小学校・瑞竜中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

西小沢地区地域福祉活動計画

スローガン

たまり場に集合！

具体的なとりくみ

目標1　たまり場に集合！

(1)仲間づくりをすすめよう！

①サークルやお茶のみを通した、人のつながりをつくります

②集会所や資源ごみ集積場等を活用します

③シニアクラブの活動を広げ、元気なシニアを！

(2)たまり場の目印「のぼり旗」

“たまり場”の旗を作って、住民の理解をすすめます

目標２　みんなで知ろう！高齢者生活支援サービス

(1)地域で利用できるサービスを支部広報紙でお知らせします

(2)広報委員に民生委員が入ります

(3)民生委員が相談窓口になります

のぼり旗を立て、
つながりづくりを継続します！
地元の小学校が閉校し、
寂しさを感じる住民が多いですが、
だからこそ一層地域のつながりを
強くしようと考えています！

～ 今後の課題として ～

☆買い物・通院の安心をみんなで考えます

★地域の課題をみんなが知るために

・年に１回、この計画について協議して見直しをします

・町会長、民生委員、支部役員の話し合いを継続します

地域のデータ

- **人口**：1,839 人(男 901 人　女 938 人)
- **世帯数**：686 世帯
- **町会**：岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町
- **学区**：峰山小学校・峰山中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

幸久地区地域福祉活動計画

スローガン

ふれあいのまち幸久

具体的なとりくみ

目標 1　ふれあいの機会と場所を確保しよう！

・住民みんなで、積極的に行事に参加しよう！
・何歳でも、自分ができることで活躍する幸久をめざそう！
・町内ごとのサロン活動を通じて誰でも気軽に参加できる“たまり場”を作ろう！
・一人暮らし高齢者とのふれあい活動を充実させよう！
・フレイル防止活動の取り組みを充実させよう！
・地域のあらゆるネットワークを活用し、全世代が参加する集まりを作ろう！
・活動の中心となるボランティアの継続的な育成に取り組もう！

目標 2　災害に備えよう！

・災害時の避難要支援者名簿を確認しよう！
・防災訓練を続けよう！
　☆子どもから大人まで、みんなが参加して
　☆学校と連携して
・災害時の対応をみんなで話し合おう！

全世代が参加する機会づくりと、
ボランティアを広げることを
重点的に取り組みます！

地域のデータ

- **人口**：1,749 人(男 870 人　女 879 人)
- **世帯数**：682 世帯
- **町会**：上河合町・下河合町・藤田町・粟原町・島町
- **学区**：峰山小学校・峰山中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

佐竹地区地域福祉活動計画

スローガン

ふれあい まなび合い
ささえ愛の輪を広げよう

日々の生活においては、栄養（バランスの良い食事・口腔機能の維持）・適度な運動・積極的な外出交流・快適な睡眠 といった生活習慣の改善に心がけ、感染症等をはね返す自己免疫力を高めていくことが大切ですので、この周知徹底を図ります。

加えて、特にラジオ体操は適度な全身運動ですので、毎日自宅でもできるよう、その習慣化を促進します。

福祉活動にあたっては、マスク・丁寧な手洗い・うがい・水分補給・換気・ソーシャルディスタンスなどの感染症予防策をとったうえで、栄養と運動を軸に、人や地域とのつながりを強め、支え合いを確かめ合う活動を行うこととし、その活動に多くの人の参加が得られるよう工夫を重ね、地域の人が健康で、安心し て 、生き生きと幸せに暮らせるよう事業展開していくこととします。

特に関心の高い健康、食、歴史文化などに関する活動は、町会、スポーツ協会、公民館、老人会、歴史・環境等の保存・保全会等と連携・協働して行います。

具体的なとりくみ

目標 1　ふれあい まなび合いの 心豊かなまち

・町内の人が気軽に集まれるサロン（たまり場）を、月 1～4 回程度開きます
・美化・緑化、草刈りや廃品回収などの環境活動を、他の団体と協力して、心暖かな「つながり」をつくります
・子供たちを含めた多世代による自然体験や、歴史文化に触れる機会を作り、地域の愛着心を育みながら「つながり」を強めていきます
・身体を動かす軽体操、ニュースポーツやゲーム等を行い、共に心身を元気アップします。また、自宅等における運動の習慣化を促進します
・その時々の旬のものに触れ、感動を共有しながら「つながり」を再確認できるようにします

・介護・フレイル予防や健康料理等について学び・体験する機会をつくります
・祭などのイベント準備から実施活動を「ふれあいの場」「生きがいづくりの場」ととらえ、多くの住民が参加する工夫をします
・災害時の要支援者の安否確認・避難や炊き出し等の共助訓練に携わるなどして、安心安全な地域づくりに努めます

目標 2　ささえ愛の 心優しいまち

・高齢者宅を訪問し、安否確認・心の交流を図ります
・食事づくりが困難になっている人には、調理したお弁当を届けます
・ゴミ出しや買い物ができない状態の人には、隣近所が手伝います
・思いやりの心を発揮し、声かけ・見守りを行います

目標 3　人の輪の 心通うまち

・ボランティア活動の担い手を、研修会等を通して確保・養成します
・高齢者等の見守りネットワークを広げるとともに、充分に機能するようにします
・行事内容についてわかりやすく文書等にして回覧で周知するとともに、声かけあって参加者を増やします
・写真を多く使った広報紙を配付し、行事参加の意欲につなげます

地域のデータ

生活習慣に気をつけて、
地域みんなで声かけあって、
健康づくりに取り組みます！

- **人口**：4,629 人（男 2,233 人　女 2,396 人）
- **世帯数**：1,772 世帯
- **町会**：磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町
- **学区**：峰山小学校・峰山中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在（国勢調査）

誉田地区地域福祉活動計画

スローガン

強めよう 地域の絆

具体的なとりくみ

目標1 地域の絆を深めましょう!

(1)高齢者の安否確認を継続します（食事サービス 、友愛訪問）
(2)子どもを見守ろう！
(3)各種 守る会等を継続しよう！

目標 2 交流会を継続しよう!

(1)町会長、民生委員、社協支部、公民館、老人会、子ども会、PTA、地域住民みんなで盛り上げよう！
(2)外に出る機会を増やそう！
(3)学校、特別支援学校、養徳園、宮ノ脇保育園との交流を深めよう！

目標 3 ふれあいの場をつくろう!

(1)たまり場・集会所を活用しよう！
(2)ふれあいサロンを広げよう！
(3)シルバーリハビリ体操 、スクエアステップ運動でみんなで健康づくりを進めよう！

地域で行われている
さまざまな活動と連携・協力して、
地域の絆を広げていきます！

地域のデータ

- **人口**：4,474 人(男 2,148 人　女 2,326 人)
- **世帯数**：1,861 世帯
- **町会**：馬場町上・馬場町下・馬場町真渕・新宿町上・新宿町下・増井町・下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一・瑞竜町二
- **学区**：誉田小学校・瑞竜中学校・太田中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

佐都地区地域福祉活動計画

スローガン

子どもから高齢者まで
ひとりにしないまちづくり

具体的なとりくみ

目標 1　みんなで声掛け、楽しく集まろう！

〇集まる場や行事を工夫し、気軽に話せる場を作ります
（・サロン会・町内ごとのサロン会・神社で夏祭りなど）
〇地域の行事を企画し、誰でも参加できる場を作ります
（三世代交流会・歴史探訪・健康長寿教室など）
〇公民館、町内会、スポ協、青少年健全育成などの関係機関との連携を図ります

目標 2　ご近所さんで見守ろう！

〇子どもから大人まで、ご近所さんとのあいさつを大切にします
〇散歩のついで、畑仕事のついでに、ひとり暮らしの方の様子を見に行きます
〇回覧板からつながる会話を大切にします

★地域の課題をみんなが知るために

・年に一度、この計画について話し合い、見直しをします

町会ごとにサロン活動を
進めてきました。
より身近な地域で声かけあって
参加するふれあいサロンに
力を入れていきます！

地域のデータ

- **人口**：1,378 人(男 698 人　女 680 人)
- **世帯数**：555 世帯
- **町会**：里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町
- **学区**：機初小学校・瑞竜中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

世矢地区地域福祉活動計画

スローガン

スマイル 世矢

具体的なとりくみ

目標1 ひとり暮らし高齢者に“さりげない”見守りを

〇ご近所で、普段から“さりげな～く”見守ります

【見守りのポイント！】

・雨戸が開いたか、閉まったか

・新聞や郵便がたまっていないか

・電気がついたか、消えたか　など

そして…自分の用事の“ついでに”ごみ出しや買い物を手伝います

無理なくみんなで
協力して継続することを
大切にします！

目標 2 常会に入りやすい地域をつくろう！
～笑顔で声かけコミュニケーション～

〇ご近所・町会長などで、地域の和をつくります

〇みんながふれあう機会に（総会や新年会、回覧板を回すときなど）地域のこと（しくみやきまり）を伝えます

目標 3 たまり場づくり

(1)『あなたの笑顔が見たいから』～通学路の見守り～

・たいせつな子どもたちの安全を守り、地域の連携をつくるためにみんなで通学路を見守ります

(2)『地域の親になろう！』～三世代交流～

・子ども＋親世代＋高齢者の三世代で交流します

(3)『ふれあいサロンを広げよう！』

・歩いて行ける場所で、みんなで集まり仲間づくり、健康づくり、情報交換の場にします

・地域の課題を知るために、今後も話し合い、見直しをしていきます

地域のデータ

- **人口**：4,900 人(男 2,412 人　女 2,488 人)
- **世帯数**：1,942 世帯
- **町会**：小目町・亀作町・真弓町・
  真弓町真弓ヶ丘団地・大森町
- **学区**：世矢小学校・世矢中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

河内地区地域福祉活動計画

スローガン

河内 ふれあいの里
～人生100年元気に生きる！～

具体的なとりくみ

目標１ みんなが 集まる 、交流の場を作ります

(1)多くの人が集まる 、交流の場を作ります

(2)町会、公民館、社会福祉協議会支部、その他関係団体が連携して事業を行います

＊各団体の長が協議する場を持ち、効率的な事業を行います

＊各団体の垣根を超えた交流の場・機会を作り、問題意識を共有します

(3)住民の生きがいづくり、健康づくりを進めます

目標２ 災害に備えます

(1)地域で防災訓練を継続し、防災意識を高めます

(2)防災訓練を通して、住民同士のコミュニケーションを図ります

目標３ みんなで高齢者を見守ります

(1)いつでも、みんなで、高齢者を見守ります

・河内地区安全安心まちつくりの会・ふれあい給食ボランティア・各町会
・どんぐりクラブ・西河内下町を愛する会・河内の文化、遺産を守る会
・西河内交友会・町屋寿会・女性防火クラブ・民生委員　など

(2)日頃の見守りを災害時にも活かします

★地域の課題をみんなが知るために今後も話し合い、
見直しをしていきます

みんなで盛り上げよう
という気持ちの強いのが
河内の特徴です！
これからも連携協力して
進めます！

地域のデータ

- **人口**：1,009 人(男 500 人　女 509 人)
- **世帯数**：431 世帯
- **町会**：町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町
- **学区**：機初小学校・瑞竜中学校

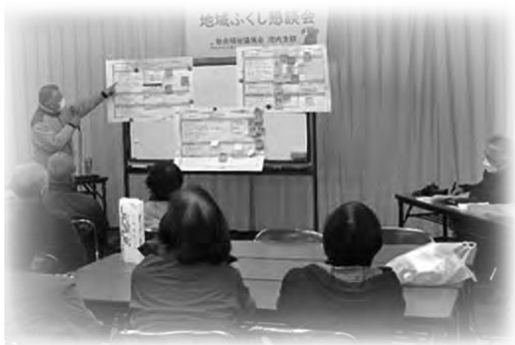

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

久米地区地域福祉活動計画

スローガン

ふれあいと絆 久米の郷

具体的なとりくみ

＊新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら

目標1 人と地域のつながりをつくろう！

(1)地域みんなであいさつや声かけをしよう
(2)地域のボランティア活動に参加しよう
(3)地域住民の交流を進めよう
(4)会やサークル活動を活性化しよう
(5)地域の交流行事に参加しよう

地域コミュニティが
協力して進めます！
これからも、健康づくりと
ふれあい事業に
力を入れていきます！

目標２ 健康づくりの輪を広げよう♪

(1)ラジオ体操やウォーキング、グラウンドゴルフなどの軽スポーツで仲間づくりの輪を広げよう

目標３ 安全・安心なまちをつくろう！

(1)地域みんなで声かけ・見守りをしよう
(2)防災・避難訓練に参加しよう

★社協久米支部が主催する屋内・屋外行事を実施する場合、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する

・今後も地域の課題をみんなで知り、話し合いをつづけます

地域のデータ

- **人口**：4,727 人(男 2,314 人　女 2,413 人)
- **世帯数**：1,742 世帯
- **町会**：久米町・薬谷町・大里町 1・大里町 2・大平町・玉造町・芦間町・大方町・岩手町
- **学区**：金砂郷 小学校・金砂郷中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

郡戸地区地域福祉活動計画

スローガン

やさしいまち 郡戸（ぐんど）

具体的なとりくみ

目標 1　交流の場をつくろう！

(1) ニューサロン会を立ち上げます（各町会）
- 老若男女を問わず、サロン会を集会所等で開きます
- 健康教室（シルバーリハビリ・座談会など）、グラウンドゴルフ、軽スポーツ　など

(2) 健康長寿（フレイル予防）を意識し、様々な交流を行います（全体）
- 福祉バザー・花見・料理教室・歩く会・絵画教室　など

目標 2　地域の名人（特技）から学ぼう

(1) ものづくり・伝統文化など、地域に眠る人材（財）を探します
- 大わらじ・門松・まゆ玉・しめ縄・そば打ち名人など

目標 3　笑顔であいさつ 見守り運動

(1) 人と人とのつながりを大切にし、だれもがあいさつをします

(2) 高齢者・子ども及び地域もみんなで見守ります
- 今後も地域の課題をみんなで共有し、話し合いをつづけます

地域の歴史散策など、
健康づくりと共に人と人、
人と地域のつながりを
つくる事業を継続します！

地域のデータ

- **人口**：1,732 人(男 864 人　女 868 人)
- **世帯数**：694 世帯
- **町会**：花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
- **学区**：金砂郷小学校・金砂郷中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

金郷地区地域福祉活動計画

スローガン

健康で 生涯現役

具体的なとりくみ

目標1 健康づくりを進めます

〇フレイルについて学んで、その予防に取り組みます

・栄養（食・口腔機能）教室を開催します

・健康（運動）教室を開催します

・若い人から高齢者まで参加を呼びかけます

目標２ 地域での交流や支え合いを推進します

(1) 町会等が行う住民参加事業を支援します

・閉じこもりがちな住民を誘い合って参加を促します

・花壇整備を支援します

(2) 世代間交流を推進します

(3) 一人暮らし高齢者等の見守り活動を行います

・友愛訪問

・ふれあいネットワーク会議

いつまでも
元気に活躍する！
を目標に取り組みます！

目標３ 集いの場の充実を図ります

〇ふれあいサロンの充実を図ります

＊これらの事業の実施にあたっては、民生委員や町会、コミュニティ金郷等関係機関と連携を図り実施してまいります

地域のデータ

- **人口**：1,618 人(男 746 人　女 872 人)
- **世帯数**：588 世帯
- **町会**：高柿町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町
- **学区**：金砂郷小学校・金砂郷中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

金砂地区地域福祉活動計画

スローガン

かがやく なかまと さぁいこう
（最高!）

具体的なとりくみ

目標 1　みんなが集う場をつくろう

〇子供会、サロン会、老人会等の活動を活かす
〇世代間交流会を開催する
〇環境整備（草刈り等）の時に交流を深める
〇イベントの広報で、参加者を増やす

目標 2　地域福祉についての理解を深める

〇社会福祉協議会活動の理解と啓発に努める
〇ふれあい訪問事業やふれあいネットワーク事業などで、交流を深める
〇支部だよりを発行し理解を深める

目標 3　近所同士での見守り合い、支え合いを進める

〇声かけ見守り預金をする
（自分ができなくなった時にしてもらえるように）

＊町会、民生委員や金砂公民館などの関係機関と
連携・協力を図り実施します

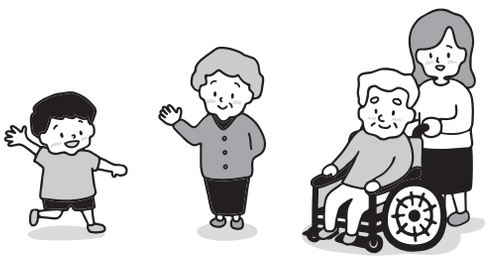

公民館や老人クラブと連携して、
地域みんなで進めます！
できる方法をさがして、
工夫して取り組みます！

地域のデータ

- **人口**：1,040 人(男 515 人　女 525 人)
- **世帯数**：444 世帯
- **町会**：上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
- **学区**：金砂郷小学校・金砂郷中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

山田地区地域福祉活動計画

スローガン

地域住民の 絆 が深いまち 山田
～健康で笑顔のあふれるまち～

具体的なとりくみ

目標1 地域住民の絆を深めよう

〇各種団体や同好会等で、交流会を開催するときは、ひと声かけて積極的に参加します

・高齢者や若い世代との交流を深めるために声をかけ合います

・新型コロナの感染予防対策をとりながら、安全に交流会や行事を実施します

・みんなで地域の活性化に参画します

目標２ 隣近所で声かけ見守り活動をしよう

〇日頃のあいさつを通して 、優しい見守り・安心の地域づくりをします

・高齢者を地域全体で見守り、「ささえあい・たすけあい」のつながりを保ちます

★地域の福祉を進めるためにコミュニティ、町会、社協支部、老人会役員が協働し、定期的に実施状況を把握し、課題等を見直します

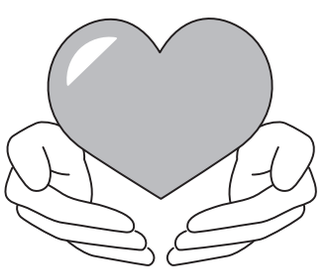

声をかけあって
みんなで参加！みんなが協力！
を大切にします。

地域のデータ

- **人口**：1,533 人(男 766 人　女 767 人)
- **世帯数**：597 世帯
- **町会**：松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
- **学区**：水府小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

染和田地区地域福祉活動計画

スローガン

取り戻そう 地域の輪

具体的なとりくみ

目標 1 地域に目を向けよう

〇地域の方が楽しめる場を作ります！

・身体を動かすことによりリフレッシュする場が提供できるよう、進んで計画し、実施につなげる

〇自宅にいても交流できる場を作ります！

・コミュニティ・町会・社協支部・老人クラブ等が行っている訪問活動をもとに地域の人と交流し、つながりを深める

目標 2 情報の共有化を図ろう

〇情報の連絡強化を図ります！

・コミュニティ・町会・社協支部・老人クラブ等で連携し、共通理解を図りながら地域の横のつながりを強める

〇正しい情報の発信をします！

・新型コロナウイルス感染症に関する情報など、行政や社協から正しい情報を取得し、分かりやすく発信する

・社協染和田支部の情報誌「知恵袋」を活用する

〇情報交換の場を作ろう！

・ご近所力を強めるため、小さい規模のサロンの設立や、老人クラブ活動を活性化していく

新型コロナで人のつながりに
大きな影響が出ました。
これまで培ってきたふれあいの機会を
取り戻すことを目標にしました。

★地域の課題をみんなが知るために

・年に 1 回、この計画について協議して見直します

・町会長、民生委員、支部役員の話し合いを継続します

地域のデータ

- **人口**：1,327 人(男 657 人　女 670 人)
- **世帯数**：538 世帯
- **町会**：和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西・東染町
- **学区**：水府小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

天下野地区地域福祉活動計画

スローガン

みんなで声かけ 明るい地域

具体的なとりくみ

天下野コミュニティに集い、
みんなで協力して進めます！

目標1 みんなで高齢者を見守ろう！

〇高齢者の安全を確認するため 、地域みんなで見守ろう

目標 2 回覧板の回し方をみんなで考えよう！

〇回覧板を次へ渡せない方について、支援する方法を考えよう

目標 3 みんなで声かけして 、いきいきと行事に参加しよう！

〇新型コロナの感染予防をしながら、行事参加を呼びかけ、交流を深めよう

目標 4 買い物のお手伝いをしよう！

〇乗合タクシー等を利用した買物支援（介添等）をしよう

★地域の福祉を進めるために

・天下野コミュニティ福祉部会の年間計画の中に加え、年に１回、
　この計画について反省と見直しをします
・町会長、民生委員、支部役員の話し合いを継続します

地域のデータ

- **人口**：670 人(男 329 人　女 341 人)
- **世帯数**：318 世帯
- **町会**：天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区・
  天下野町五区・天下野町六区
- **学区**：水府小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

高倉地区地域福祉活動計画

スローガン

「お互い様と感謝の心で」
暮らし 安心 高倉町

具体的なとりくみ

目標 1　更に深めます地域の絆

(1) 回覧板で繋がり 見守りを

「一声掛けて 声掛けて」挨拶での親近感と、お互い様の見守り。

誰もが「見守り 見守られる」で支え合い。

(2) 地元伝統行事の継承

全戸対象下記事業で、高倉地区はまだまだ繋がっています。

(新年会・花見会・交流会・地区内一斉清掃・どんど焼き等)

地域づくりの会と
連携・協力して
進めます。

目標 2　明るく 元気で 活気広がる高倉町

(1) 健康づくりとおしゃべりサロン

大変好評を博しておりますラジオ体操やシルバーリハビリ体操、新型コロナの予防対策をしながら実施していきます。更におしゃべりサロンとしての側面もあり、心と体の両面での健康促進効果大「体操&おしゃべり」で集う場を増やしていきます。

(2) 「好きな人この指止まれ」で高まる生きがい、広がる地域の輪

(サークル活動)

仲間づくり、健康づくり、生きがいと、多くを備えているこれらサークル活動を、地域づくりの会と一緒に支えていきます。

(ゲートボール、グラウンド・ゴルフ、ゴルフ、ハイキング、輪投げ等)

目標３　災害に備えます

(1)自主防災組織・消防団・地域づくりの会・社協支部・関係機関等を中心として、避難訓練・防災訓練を実施していきます

(2)災害時要支援者名簿の現行化

(3)上記記載の関係者・関係機関等での情報の共有化及び意思疎通

その他、高倉町福祉活動計画の定期的見直し

地域の課題は日々更新されており、定期的に地区民・関係機関等で見直しを行っていきます。

地域のデータ

- **人口**：443人(男228人　女215人)
- **世帯数**：199世帯
- **町会**：上高倉町第１・上高倉町第２・下高倉町第１・下高倉町第２
- **学区**：水府小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

小里地区地域福祉活動計画

スローガン

みんなで元気に楽しく集まろう!

具体的なとりくみ

目標1　はじめの一歩 集まろう!

(1)シルバーリハビリ体操やグラウンドゴルフをしてフレイル予防につとめます
(2)より近い集会所で、定期的な開催をめざします
(3)町会、社協支部が中心になってすすめます
(4)参加者も役割分担し、声をかけあい横の広がりをつくります
＊3人集まっておしゃべりすれば、そこはもう『集いの場』！
　ちょっとしたお茶やおしゃべりを楽しもう！

まずは小さな集まりを
楽しむことから始めます！

目標2　地域でがんばろう!!

○集まる機会を大切にします
＊地域の行事、世代や地域をこえた交流会など小さなつながりの『輪』を広げよう！

目標3　みんなで声かけ 助けあい

○目くばり、気くばりをします

＊ご近所の声かけ、話し相手、安否確認、ゴミ出し、買物のお誘い・手伝い、回らん板回しの手伝いなど普段からのおつきあいを大切にしよう！
　～子供から大人まで～　～あいさつからでも～

地域のデータ

- **人口**：1,761 人(男 865 人　女 896 人)
- **世帯数**：684 世帯
- **町会**：里川町・徳田町・小妻町・小中町・大中町・大中町白幡台
- **学区**：里美小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

賀美地区地域福祉活動計画

スローガン

ご近所（助）でつくる つながりの輪

具体的なとりくみ

目標１ 出会いの場をつくろう！

(1) ふれあいサロンをすすめます（ふれあいサロン…みんなで集い、楽しむ場です）

①今後もふれあいサロンを継続します

②体を動かして、フレイル予防をしよう

グラウンドゴルフ、シルバーリハビリ体操、スクエアステップ、クロッケー、ラジオ体操

＊体を動かして、おしゃべりすれば、心も体も健康に！

＊新しくつながりを広め、世代間交流も目指します

＊旧賀美小 グラウンド・体育館も活用します

(2) 今日“行く”（教育）と今日“用”（教養）をつくります

＊今日の用事、今日行くところをつくって、出かけることが健康づくりや生きがいにつながります。畑仕事も大事な「今日“行く”と今日“用”」！

目標２ 笑顔であいさつ 見守り運動

(1) だれもがあいさつをします

姿を見たら、気軽に声をかけられるような地域を目指します

(2) 高齢者も、子どもも、地域も、みんなで見守ります

＊住民みんなが“見守り隊！”

＊ウォーキング（散歩）は地域を守る！

(3) 災害時には見守りを協力して行います

＊ご近所（助）の力を発揮！

自主防災会、社会福祉協議会賀美支部、在宅福祉ネットワークチーム　など

ふれあいサロンも畑仕事も、
行先を作って、みんなで元気に！

★今後も地域の課題について、みんなで話し合いを続け、定期的に見直します

地域のデータ

- **人口**：997 人(男 497 人　女 500 人)
- **世帯数**：421 世帯
- **町会**：折橋町・小菅町・上深荻大菅町
- **学区**：里美小中学校

※人口・世帯数　令和2年10月1日現在(国勢調査)

資料集

社会福祉協議会各支部役員を対象とした「地域ふくし懇談会」開催状況

No	期　日	内　容	場　所	参加人数	備考（参加支部）
1	R4.7.5	金砂郷地区懇談会	旧金砂郷保健センター	36	久米・郡戸・金郷・金砂
2	R4.7.14	里美地区懇談会	市里美支所	26	小里・賀美
3	R4.7.29	水府地区懇談会	水府総合センター	43	山田・染和田・天下野・高倉
4	R4.8.26	常陸太田地区①懇談会	市民交流センター	48	太田・機初・誉田・佐都・河内
5	R4.8.29	常陸太田地区②懇談会	総合福祉会館	48	西小沢・幸久・佐竹・世矢

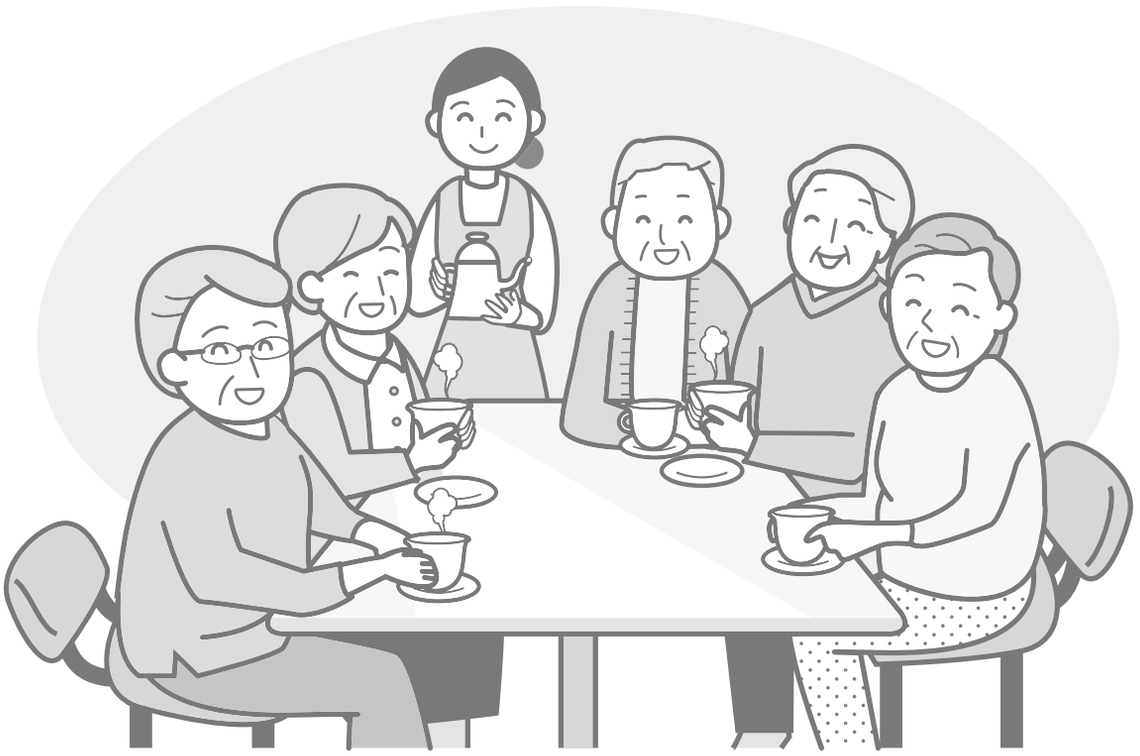

常陸太田市社会福祉協議会各支部主催による「地域ふくし懇談会・まとめ会議」開催状況

No	期　日	支　部	場　所	参加人数
1	R4.9.14	西小沢支部	西小沢公民館	27
2	R4.11.20	天下野支部	天下野地域交流センター	31
3	R4.11.22	久米支部	久米地域交流センター	14
4	R4.12.5	金郷支部	旧金砂郷保健センター	20
5	R4.12.7	佐竹支部	佐竹公民館	33
6	R4.12.7	金砂支部	かなさ笑楽校	18
7	R4.12.10	郡戸支部	工芸センター楓	26
8	R4.12.13	里美地区(小里・賀美)	里美文化センター	32
9	R4.12.14	世矢支部	世矢公民館	40
10	R4.12.14	河内支部	河内公民館	34
11	R4.12.15	幸久支部	幸久公民館	20
12	R5.1.14	高倉支部会	地域交流センター	18
13	R5.1.17	山田支部	山田公民館	19
14	R5.1.24	染和田支部	水府総合センター	17
15	R5.1.26	佐都支部	佐都公民館	27
16	R5.1.26	太田支部	市民交流センター	37
17	R5.2.1	誉田支部	誉田公民館	26
18	R5.2.2	幸久支部②	幸久公民館	22
19	R5.2.2	小里支部②	市里美支所会議室	10
20	R5.2.7	世矢支部②	世矢公民館	13
21	R5.2.8	賀美支部②	折橋コミュニティセンター	15
22	R5.2.12	佐竹支部②	佐竹公民館	21
23	R5.2.16	金砂支部②	かなさ笑楽校	12
24	R5.2.24	太田支部②	太田公民館	13
25	R5.2.24	金郷支部②	旧金砂郷保健センター	11
26	R5.3.2	世矢支部③	世矢公民館	14
27	R5.3.3	誉田支部②	誉田公民館	8
28	R5.3.27	幸久支部③	幸久公民館	20
参加者数(延べ)				598

常陸太田市地域福祉推進庁内連絡調整会議・作業部会及び常陸太田市社会福祉協議会地域福祉推進連絡調整会議・作業部会

No	期　日	場　所	内　容
1	R3.6.25	市総合福祉会館	・作業部会研修会 「新型コロナ感染とこれからの地域福祉」 ・グループワーク「コロナ禍を乗り越えるアイデア」 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
2	R3.12.10	市総合福祉会館	・作業部会 新型コロナウイルスを乗り越えるための特別計画（案）について 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
3	R4.6.27	市総合福祉会館	・作業部会を中止（新型コロナウイルス感染のため）
4	R4.12.19	書面にて	・作業部会に地域福祉計画の更新に係る事業調査について
5	R5.1.11	市役所分庁舎 203・204 会議室	・作業部会研修会（ZOOMによるオンライン会議） 地域福祉計画の概要と今後のスケジュールについて ・講演会「幸せつくる　夢見る力」 講師 長谷川幸介氏・外岡仁氏
6	R5.1.30	書面にて	・市地域福祉推進庁内連絡調整会議 第３期常陸太田市地域福祉計画（案）の確認について

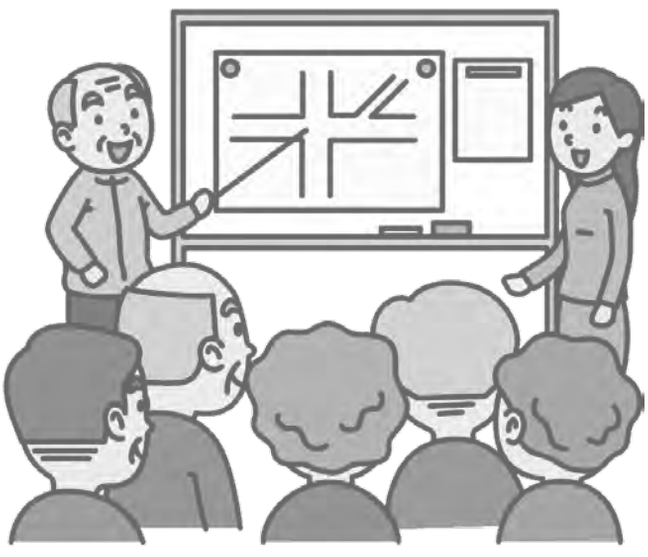

常陸太田市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第４条に規定する地域福祉の推進を図るため，常陸太田市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，次に掲げる事項について審議する。

(1)　地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(2)　法１０７条に規定する地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画の策定，推進及び改定に関すること。

(3)　その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第２条　委員会は，委員２０人以内をもって組織する。

(委員)

第３条　委員は，次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　市民

(2)　社会福祉を推進する市民団体に属する者

(3)　社会福祉事業に属する者

(4)　保健医療事業に属する者

(5)　社会教育に関係する者

(6)　地縁団体に関係する者

(7)　地域福祉に識見を有する者

(8)　その他市長が必要と認めた者

(任期)

第４条　委員の任期は３年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長２人を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の互選により定める。

３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第６条　委員会の会議は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

２　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第７条　委員会の会議は，公開とする。ただし、会議の内容に常陸太田市情報公開条例（平成１１年常陸太田市条例第２０号）第７条各号のいずれかに該当する情報が含まれるときはこの限りではない。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，地域福祉担当課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。

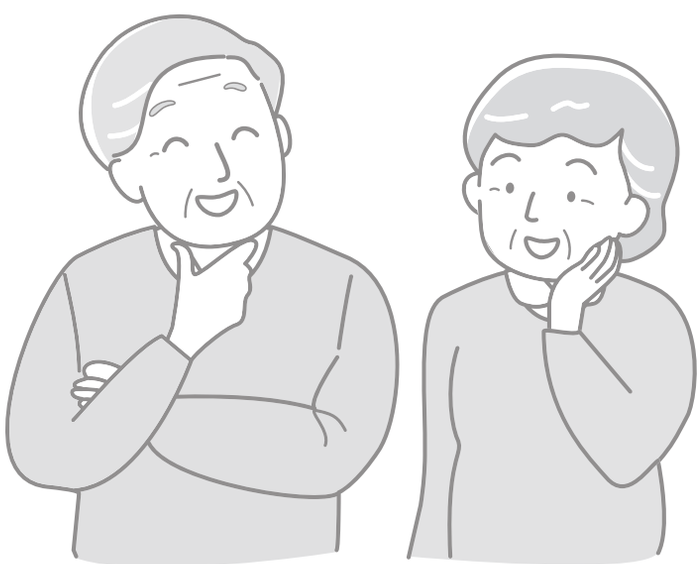

常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会設置要綱

(設置)

第１条　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号。以下「法」という。）第４条に規定する地域福祉の推進を図るため，福祉のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は，次に掲げる事項について審議する。

(1)　地域福祉の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(2)　地域福祉活動計画の策定，推進及び改定に関すること。

(3)　その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第２条　委員会は，委員２０人以内をもって組織する。

(委員)

第３条　委員は，次の各号に掲げる者のうちから常陸太田市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(1)　市民

(2)　社会福祉を推進する市民団体に属する者

(3)　社会福祉事業に属する者

(4)　保健医療事業に属する者

(5)　社会教育に関係する者

(6)　地縁団体に関係する者

(7)　地域福祉に識見を有する者

(8)　その他会長が必要と認めた者

(任期)

第４条　委員の任期は３年とする。ただし，委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長２人を置く。

２　委員長及び副委員長は，委員の互選により定める。

３　委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。

４　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第６条　委員会の会議は，委員長が招集し，委員長が議長となる。

２　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

４　委員会が必要と認めるときは，委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第７条　委員会の会議は，公開とする。ただし、会議の内容に個人・団体の権利利益を害する恐れのある情報が含まれる場合はこの限りではない。公開については常陸太田市情報公開条例（平成１１年常陸太田市条例第２０号）を準用する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は，常陸太田市社会福祉協議会地域づくりグループにおいて処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，会長が別に定める。

附　則

1　この要綱は，平成２８年４月１日から施行する。

2　平成１７年６月１日施行の常陸太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱は廃止する。

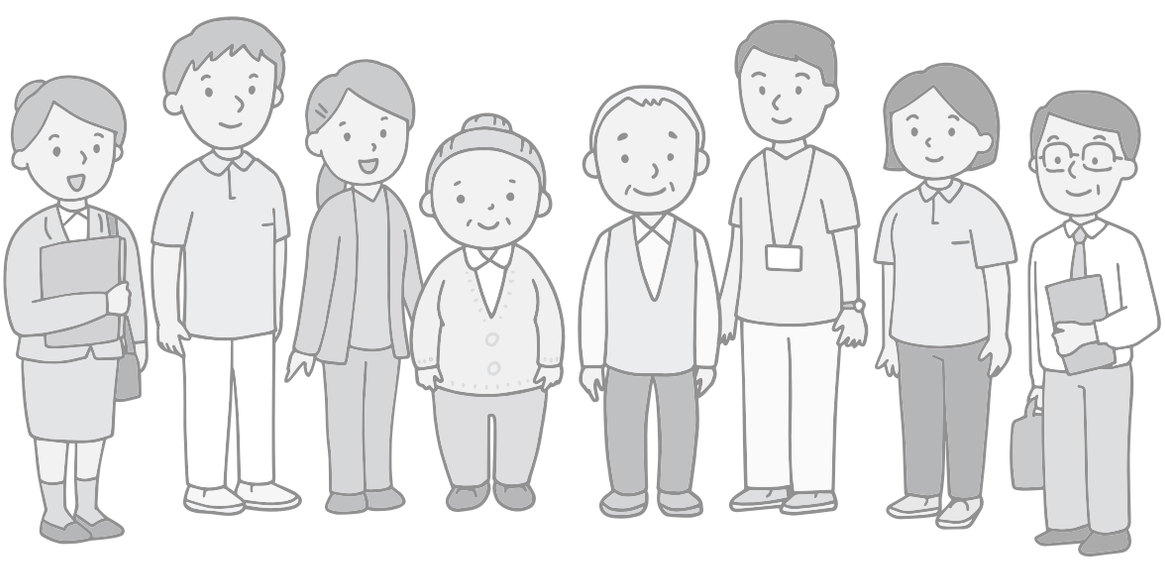

常陸太田市地域福祉推進委員会委員
常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会委員

※敬称略
任期：令和４年11月14日～令和７年11月14日

No	氏　名	推薦依頼団体等	備　考
1	篠　原　勝　幸	社会福祉協議会 副会長 地区町会長協議会会長（常陸太田）	
2	茅　根　康　弘	地区町会長協議会会長（金砂郷）	
3	長　嶋　猛　夫	地区町会長協議会会長（水府）	
4	吉　村　泰　典	地区町会長協議会会長（里美）	
5	土　田　惣　一	社会福祉協議会支部長	
6	上　野　洋　子	社会福祉協議会支部長	副委員長
7	関　　公　樹	社会福祉協議会支部長	
8	山　本　一　之	社会福祉協議会支部長	
9	豊　田　洋　子	社会福祉協議会支部長	
10	松　本　幸　雄	社会福祉協議会 副会長 民生委員・児童委員協議会会長	
11	後藤弘一郎	シルバーリハビリ体操指導士会	
12	篠　崎　隆　一	常陸太田市主任介護支援専門員会	
13	須　田　祥　子	重度心身障がい児デイサービス　ふくら	
14	草　野　朋　子	久米薬局　薬剤師	委員長
15	西　野　泰　司	常陸太田市学校長会	
16	片　根　志　雄	社会福祉士・精神保健福祉士	
17	藤　田　洋　子	市民代表	

アドバイザー

※敬称略

長谷川幸介	茨城県生涯学習・社会教育研究会 会長
外岡　仁	茨城県社会福祉協議会　地域福祉活動アドバイザー

常陸太田市福祉のまちづくり推進委員会開催状況
（常陸太田市地域福祉推進委員会・常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会）

No	期　日	場　所	内　容
1	R4.11.14	市消防本部多目的ホール	・委嘱状交付 ・委員長・副委員長選出について ・常陸太田市地域福祉計画・常陸太田市地域福祉活動計画の一体的策定の考え方について（概要・策定の手順・策定スケジュール等）
2	R5.2.10	市消防本部多目的ホール	・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案について ・基本理念の設定について ・計画の通称（サブタイトル）について
3	R5.3.24	市消防本部多目的ホール	・地域福祉計画・地域福祉活動計画素案並びにパブリックコメントについて ・地域福祉計画の表紙について ・今後の日程及び常陸太田市地域福祉推進委員会及び常陸太田市社会福祉協議会福祉のまちづくり委員会について

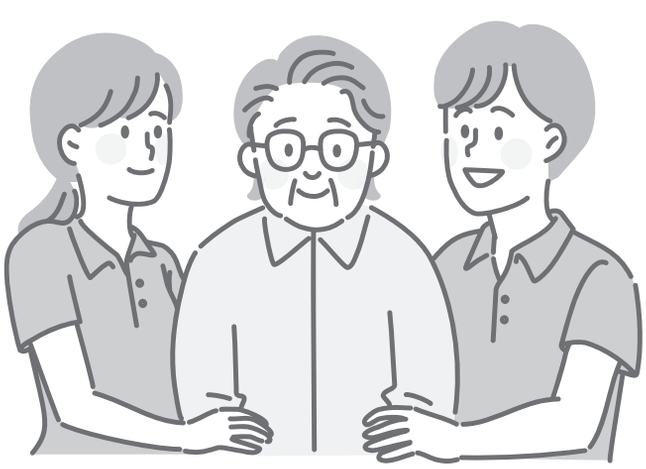

常陸太田市社会福祉協議会　支部

※敬称略

令和４年４月１日現在

支部	支部長名	支部の地域
太田	石井勝三	宮本町・内堀町・中城町・栄町・東一町・塙町・金井町・東二町・東三町・木崎一町・木崎二町・山下町・西三町・西二町・西一町・寿町
機初	福地壽之	幡町・四季の丘はたそめ・三才町・西宮町・田渡町・長谷町・高貫町
西小沢	高野俊郎	岡田町・小沢町・内田町上・内田町中・内田町下・落合町・堅磐町・上土木内町・沢目町
幸久	中山芳樹	上河合町・下河合町・藤田町・粟原町・島町
佐竹	土田惣一	磯部町・谷河原町・天神林町・佐竹南台・稲木町
誉田	桐原弘	馬場町上・馬場町下・馬場町真渕・新宿町上・新宿町下・増井町・下大門町一・下大門町二・上大門町一・上大門町二・瑞竜町一・瑞竜町二
佐都	上野洋子	里野宮町・白羽町・茅根町・常福地町・春友町
世矢	黒澤一治	小目町・亀作町・真弓町・真弓町真弓ヶ丘団地・大森町
河内	片根好朗	町屋町・町屋町北・西河内下町・西河内中町・西河内上町
久米	小澤元	久米町・薬谷町・大里町１・大里町２・大平町・玉造町・芦間町・大方町・岩手町
郡戸	櫻井康夫	花房町・新地町・松栄町・中野町・小島町
金郷	岡﨑泰則（副支部長）	高柿町・竹合町・箕町・下利員町・中利員町・千寿町
金砂	関公樹	上利員町・下宮河内町・赤土町・上宮河内町
山田	山本一之	松平町・和田町・東連地町・棚谷町・国安町
染和田	石澤昌治（支部長代理）	和久町・町田町・西染町・中染町中南・中染町中東・中染町中西・東染町
天下野	吉田重文	天下野町一区・天下野町二区・天下野町三区・天下野町四区・天下野町五区・天下野町六区
高倉	益子清一	上高倉町第１・上高倉町第２・下高倉町第１・下高倉町第２
小里	豊田洋子	里川町・徳田町・小妻町・小中町・大中町・大中町白幡台
賀美	鈴木一	折橋町・小菅町・上深荻大菅町

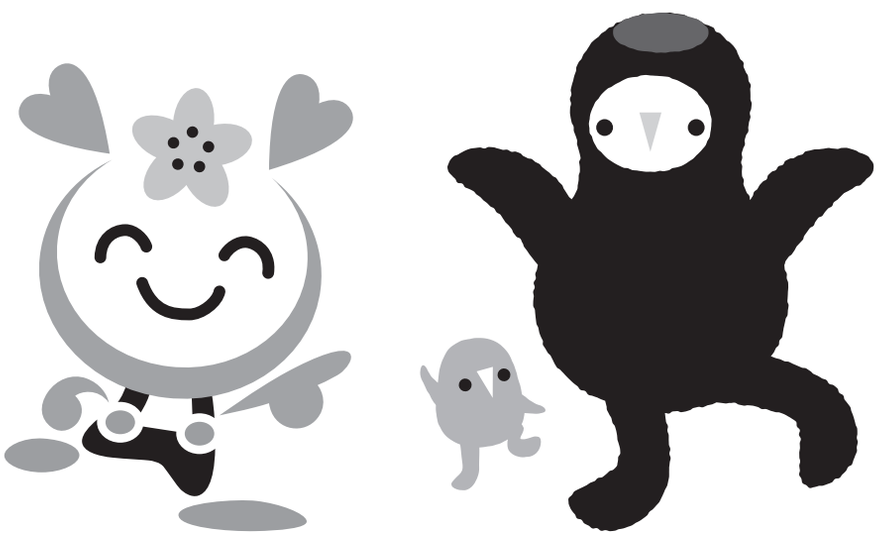

第3期常陸太田市地域福祉計画
第3期常陸太田市地域福祉活動計画
地区地域福祉活動計画

発行年月

令和5年3月

編　集

常陸太田市
保健福祉部福祉事務所社会福祉課
〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町3690 番地
TEL.0294-72-3111　FAX.0294-72-3083

社会福祉法人
常陸太田市社会福祉協議会
〒313-0041 茨城県常陸太田市稲木町33
常陸太田市総合福祉会館内
TEL.0294-73-1717　FAX.0294-72-5449

表紙によせて

コロナ禍の中で、常陸太田市を元気にするための応援メッセージを募集したところ市内の子どもたちから多くのメッセージが寄せられたものを表紙にしました。